

## V 参 考 資 料

1 関係規程	85
(1) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	85
(2) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則	102
(3) 令和5年度一般廃棄物処理実施計画	114
(4) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第39条第2項の規定に基づき市が 処分する産業廃棄物の種類及び量	129
(5) 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	130
(6) 札幌市浄化槽に関する規則	133
(7) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例	137
(8) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則	140
2 資源ごみ選別処理フロー	142
3 家庭ごみ処理手数料約33億円の使いみち（令和4年度決算）	147
4 手数料の改定経過表	148
5 札幌市清掃事業年表	150



# V 参 考 資 料

## 1 関係規程

### (1) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例

平成4年12月14日  
条例第67号

札幌市清掃条例(昭和29年条例第39号)の全部改正(昭和47年3月条例第10号)  
札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第10号)の全部改正(平成4年12月条例第67号)

#### 目次

##### 第1章 総則

###### 第1節 通則(第1条・第2条)

###### 第2節 関係者の責務(第3条—第5条)

###### 第3節 附属機関

###### 第1款 廃棄物減量等推進審議会(第6条—第8条)

###### 第2款 廃棄物処理施設設置等評価委員会(第8条の2—第8条の5)

##### 第2章 廃棄物の減量の推進

###### 第1節 市の役割(第9条—第12条)

###### 第2節 事業者の役割(第13条—第19条)

###### 第3節 大規模建築物の所有者等の義務(第20条—第23条)

###### 第4節 市民の役割(第24条・第25条)

##### 第3章 廃棄物の適正処理

###### 第1節 適正処理困難物の抑制(第26条・第27条)

###### 第2節 一般廃棄物の処理(第28条—第37条の2)

###### 第3節 産業廃棄物の処理(第38条—第42条)

##### 第4章 清潔の保持等(第43条—第45条)

##### 第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第45条の2—第45条の5)

##### 第6章 廃棄物処理手数料等(第46条—第50条)

##### 第7章 雑則(第51条—第53条)

##### 第8章 罰則(第54条)

##### 附則

###### 第1章 総則

###### 第1節 通則

#### (目的)

第1条 この条例は、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、資源が循環して利用される社会の形成、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(6) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

## 第2節 関係者の責務

### (市の責務)

- 第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。
- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
  - 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。
  - 4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
  - 5 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

### (事業者の責務)

- 第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
  - 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
  - 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

### (市民の責務)

- 第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用の可能な物の分別、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図らなければならない。
- 2 市民は、その家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分(再生することを含む。附則第3項を除き、以下同じ。)すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
  - 3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

## 第3節 附属機関

### 第1款 廃棄物減量等推進審議会

#### (廃棄物減量等推進審議会の設置)

- 第6条 市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、札幌市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

- 第7条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験者
    - (2) 民間諸団体の代表者
    - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (委員の任期等)

- 第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
  - 3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第2款 廃棄物処理施設設置等評価委員会

#### (廃棄物処理施設設置等評価委員会の設置)

- 第8条の2 市長の附属機関として、札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

- 第8条の3 委員会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業の用に供する施設(産業廃棄物処理施設を除く。)、特別管理産業廃棄物処分業の用に供する施設(産業廃棄物処理施設を除く。)その他市長が必要と

- 認める廃棄物の処理に関する施設の設置又は変更について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 法第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は法第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき行われた市長の諮問について調査審議し、及び意見を述べること。
- (3) 産業廃棄物の処理に関する指導計画その他の産業廃棄物に係る計画について調査審議し、及び意見を述べること。

（組織）

第8条の4 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 産業廃棄物関係団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、第1項の委員のほかに、委員会に臨時委員を置くことができる。

4 委員会は、前条第2号に掲げる事項について調査審議するため、生活環境保全専門家部会を置く。

5 前条第2号に掲げる事項については、前項の生活環境保全専門家部会の決定をもって委員会の決定とする。

6 第4項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

（委員の任期等）

第8条の5 第8条の規定は、委員会について準用する。この場合において、同条第3項中「前条」とあるのは、「第8条の4」と読み替えるものとする。

## 第2章 廃棄物の減量の推進

### 第1節 市の役割

（支援）

第9条 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

（指導又は助言）

第10条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（資源回収等）

第11条 市長は、再利用の可能な廃棄物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

（再利用促進物の指定等）

第12条 市長は、再利用を促進する必要があると認められる製品、容器等を再利用促進物として指定することができる。

2 市長は、再利用促進物の再利用が促進されるよう、当該再利用促進物の周知及び再利用の方法等の啓発に努めなければならない。

### 第2節 事業者の役割

（分別の徹底）

第13条 事業者は、その事業系廃棄物を減量するため、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（廃棄物の発生の抑制等）

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければ

ならない。

(再利用の容易性の自己評価等)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(再利用促進物の回収)

第16条 第12条第1項の規定により指定された再利用促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら再利用促進物の回収策を講ずること等により、その再利用の促進を図らなければならない。

(適正包装等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装、容器等の普及に努めること、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業用建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用建築物の所有者(所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者。以下この章において同じ。)は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業用建築物の占有者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の減量に関し当該事業用建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所等の設置)

第19条 事業用建築物の所有者又は事業用建築物を建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

### 第3節 大規模建築物の所有者等の義務

(廃棄物管理責任者の選任)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「大規模建築物」という。)の所有者は、当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(計画書等の提出)

第21条 大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書並びに実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所等の設置基準等)

第22条 大規模建築物を建設しようとする者(以下「大規模建築物の建設者」という。)は、第19条の規定により当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置するときは、規則で定める基準に従わなければならない。この場合において、大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第23条 市長は、大規模建築物の所有者が第20条若しくは第21条の規定に違反していると認めるとき、又は大規模建築物の建設者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該大規模建築物の所有

者又は当該大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた大規模建築物の所有者又は大規模建築物の建設者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### 第4節 市民の役割

(自主的活動への参加)

第24条 市民は、集団資源回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第25条 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

### 第3章 廃棄物の適正処理

#### 第1節 適正処理困難物の抑制

(処理の困難性の自己評価等)

第26条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供しなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第27条 市長は、市が処理を行っている一般廃棄物のうちから、製品、容器等で、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

#### 第2節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画に基づく処理)

第28条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

(一般廃棄物処理実施計画の告示)

第29条 市長は、市が行う一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者に対し必要な協力を促すため、前条の一般廃棄物処理計画のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する実施計画を告示するものとする。実施計画を変更したときも、同様とする。

(市が処理する一般廃棄物)

第30条 市は、家庭廃棄物を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

- 2 市は、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

(排出日時等の遵守義務)

第31条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。)は、自ら処分できない一般廃棄物を排出しようとするときは、市の定める排出日時、排出場所、排出方法等を遵守しなければならない。

- 2 前項の排出場所のうち、市が家庭廃棄物を定期的に収集するための家庭廃棄物の一時的な排出場所(以下「ごみステーション」という。)の位置は、別に定めるところにより、ごみステーションを利用しようとする市民が、市長と協議の上、定めるものとする。
- 3 自ら処分できない家庭廃棄物をごみステーションに排出しようとする者は、当該家庭廃棄物を市の定める排出方法により各別の容器等に収納して排出しなければならない。この場合において、当

該家庭廃棄物が汚水を含むときは、汚水の流出のおそれなくなるよう脱水等の処理をした後に排出しなければならない。

4 ごみステーションを利用する者は、市が行う家庭廃棄物の収集後は当該ごみステーションを清潔にしておかなければならない。

(共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場所)

第31条の2 共同住宅の用に供する建築物で規則で定めるもの(以下「共同住宅」という。)の所有者(所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者)又は共同住宅を建設しようとする者は、当該共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第31条の3 市(市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)以外の者は、ごみステーションに排出された家庭廃棄物のうち市長が指定するものをごみステーションから収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、同項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

(排出禁止物)

第32条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 感染性のある物
- (3) 危険性のある物
- (4) 引火性のある物
- (5) 著しく悪臭を発する物
- (6) 収集、運搬又は処分に際し特別の取扱いを要する物で規則で定めるもの

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第33条 占有者等及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(改善命令等及び公表)

第34条 市長は、占有者等が第31条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は占有者等若しくは事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等又は事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令を受けた占有者等又は事業者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(処理状況の把握)

第35条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする占有者等及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

(市長の指示)

第36条 市長は、必要と認めるときは、一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる。

(一般廃棄物の受入基準等)

第37条 一般廃棄物(し尿を除く。以下この条において同じ。)を市長の指定する処理施設に搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の処理施設の管理者は、当該施設に一般廃棄物を搬入する者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。



(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格)

第37条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者であること。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（専門職大学前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

### 第3節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処理に関する市長の指導監督)

第38条 市長は、市域内において生ずる産業廃棄物の実態を把握し、その適正な処理が行われるよう、事業者に対して必要な指導監督を行わなければならない。

(市が処分する産業廃棄物)

第39条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めるものとする。

2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(処理計画作成の指示)

第40条 市長は、必要と認めるときは、市域内において多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、規則で定めるところにより、その産業廃棄物の処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

(市長の指示)

第41条 市長は、必要と認めるときは、第39条第1項の産業廃棄物を排出する事業者に対し、当該産業廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる。

(産業廃棄物の受入基準等)

第42条 第39条第1項の産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の処理施設の管理者は、当該施設に第39条第1項の産業廃棄物を搬入する者が前項に定める受入基準に従わない場合には、当該産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

#### 第4章 清潔の保持等

##### (地域の清潔保持)

第43条 占有者等は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

##### (公共の場所の清潔保持等)

第44条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

2 土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損じないように、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

##### (空き地の管理)

第45条 土地の所有者は、その土地が空き地の場合は、草刈りを行う等清潔を保つよう努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように囲いを設ける等適正な管理をしなければならない。

#### 第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等

##### (対象施設)

第45条の2 法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下この章において「報告書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下この章において「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設
- (3) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

##### (縦覧)

第45条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧場所
- (2) 縦覧期間
- (3) 法第8条第2項第2号から第4号までに掲げる事項
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 報告書は、前項の規定による告示で定める場所において、当該告示の日から1月間(当該報告書が法第9条の3の2第1項の同意に係る施設についてのものである場合で、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めたときは、1月以内で市長が定めて告示する期間)公衆の縦覧に供するものとする。

##### (意見書の提出)

第45条の4 第45条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更(法第9条の3第8項の規定による届出に係るものに限る。)に関し利害関係を有する者は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間(当該一般廃棄物処理施設が法第9条の3の2第1項の同意に係るものである場合で、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めたときは、2週間以内で市長が定める期間)を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

##### (非常災害時における委託)

第45条の5 前3条(第45条の2第2号及び第3号を除く。)の規定は、法第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出について準用する。この場合において、第45条の2中「市長」とあるのは「法第9条の3の3第1項に規定する非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同条及び第45条の3第1項第4号中「生活環境影響調査」とあるのは「受託者生活環境影響調査」と、第45条の2及び第45条の3第1項中「報告書」とあ

るのは「受託者報告書」と、第45条の2中「縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下この章において「意見書」という。）を提出する機会の付与」とあるのは「縦覧」と、同条第1号中「ごみ処理施設」とあるのは「ごみ処理施設のうち焼却施設」と、第45条の3第2項中「報告書は」とあるのは「受託者報告書は」と、「当該報告書が法第9条の3の2第1項の同意に係る施設についてのものである場合で、非常災害」とあり、及び前条中「当該一般廃棄物処理施設が法第9条の3の2第1項の同意に係るものである場合で、非常災害」とあるのは「非常災害」と、同条中「意見書」とあるのは「生活環境の保全上の見地からの意見書」と読み替えるものとする。

## 第6章 廃棄物処理手数料等

### （一般廃棄物処理手数料）

第46条 第30条の規定により市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表に定める手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

### （一般廃棄物処理手数料の減額又は免除）

第47条 市長は、前条第1項の手数料を納付する資力のない者その他特別の事情があると認める者については、同項の手数料を減額し、又は免除することができる。

### （産業廃棄物処分費用）

第48条 第39条第1項の産業廃棄物を市が処分する場合は、別表2に定める費用を徴収する。

2 前項の費用の徴収方法については、規則で定める。

### （産業廃棄物処分費用の減額又は免除）

第48条の2 市長は、天災その他特別の事由があると認める場合は、前条第1項の費用を減額し、又は免除することができる。

### （一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等）

第49条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、別表3に定める手数料を納付しなければならない。

### （一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料等）

第49条の2 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第8条の2の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設の定期検査を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収施設の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人の合併若しくは分割について認可を受けようとする者は、申請の際、別表4に定める手数料を納付しなければならない。

### （2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等）

第49条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第7項の規定により当該特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、申請の際、別表5に定める手数料を納付しなければならない。

### （産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等）

第49条の4 法第14条第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業（以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者又は法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、申請の際、別表6に定める手数料を納付しなければならない。

2 法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者又は法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、申請の際、別表6に定める手数料を納付しなければならない。

(産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料等)

第49条の5 法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第15条の2の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の定期検査を受けようとする者、法第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者、法第15条の3の3第1項の規定により熱回収施設の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者又は法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人の合併若しくは分割について認可を受けようとする者は、申請の際、別表7に定める手数料を納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第49条の6 既納の第49条から前条までに規定する手数料は、申請事項を変更し、又は申請を取り消すことがあっても、これを還付しない。

(過料)

第50条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める手数料又は費用の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

## 第7章 雑則

(報告の徴収等)

第51条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第52条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理に関し必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

第54条 第31条の3第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第49条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定があるときは、改正

後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

4 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成6年条例第16号)

- 1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定(「40円」を「50円」に改める部分に限る。)は、同月10日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第49条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、施行日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、施行日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例別表1汚泥処分手数料の項の規定は、平成8年4月10日以後の処分に係る手数料について適用し、同日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第11号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第29条及び第31条第1項の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。(平成9年規則第64号で平成9年12月27日から施行)
- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1清掃手数料の項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の家庭廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用する。

附 則(平成10年条例第14号)

- 1 この条例は、平成10年6月17日から施行する。ただし、別表1及び別表2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1及び別表2の規定は、平成10年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。〔以下ただし書省略〕  
(経過措置)
- 2 省略
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 省略

附 則(平成12年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定中「80円」を「90円」に改める部分、「20円」を「22円」に改める部分、「90円」を「110円」に改める部分及び「60円」を「70円」に改める部分並びに別表2の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成13年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第48条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の処分に係る費用について適用する。
- 3 改正後の条例別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、平成13年1月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料

について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の条例別表1 汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

6 改正後の条例別表3 から別表6 までの規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第55号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。ただし、第1条、第6条、第7条及び第8条の規定、第14条の規定(札幌市営住宅条例第2条第3号及び第34条第1項第2号の改正規定を除く。)並びに第16条中札幌市下水道条例別表3備考1の改正規定は公布の日から、第12条の規定は平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第39条第1項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表1 清掃手数料の項、焼却手数料の項及び埋立手数料の項の改正規定並びに別表2の改正規定並びに次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、平成17年10月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表1 くみ取手数料の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の条例別表1 汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第33号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。(平成18年規則第78号で平成18年10月1日から施行)

(経過措置)

2 改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「新条例」という。)別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の処分に係る費用について適用し、施行日前の処分に係る費用については、なお従前の例による。

3 新条例別表2の規定の適用については、施行日から平成19年3月31日までの間においては同表中「1円30銭」とあるのは「40銭」と、「20銭」とあるのは「10銭」とし、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間においては同表中「1円30銭」とあるのは「90銭」と、「20銭」とあるのは「10銭」とする。

附 則(平成20年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表1 清掃手数料の項、焼却手数料の項及び埋立手数料の項並びに別表2の改正規定並びに次項の規定は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「新条例」という。)別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、平成21年1月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

3 新条例別表1 くみ取手数料の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 新条例別表1くみ取手数料の項第2号の規定の適用については、施行日から平成20年12月31日までの間においては、同号中「350円」とあるのは、「240円」とする。

5 新条例別表1汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第21号)

1 この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1清掃手数料の項第4号に規定する清掃手数料(施行日以後に市が収集し、運搬し、及び処分する家庭廃棄物に係るものに限る。)の徴収は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成21年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第31条第2項のごみステーション(以下「ごみステーション」という。)に排出された改正後の第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬する行為(この条例の施行の日前のものに限る。)に対する同条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の第31条の3第2項の規定による命令に違反する行為(附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前のものに限る。)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成23年条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表1清掃手数料の項、焼却手数料の項及び埋立手数料の項並びに別表2の改正規定並びに次項の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、平成25年1月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

3 改正後の別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の別表1汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第52号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表1汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第45号)

(施行期日)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成29年規則第32号で、同29年7月1日から施行)

附 則(平成30年条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第10号抄)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は令和2年4月1日から、別表2の改正規定及び附則第5項の規定は令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第45条の2から第45条の5までの規定は、非常災害の状況において設置又は変更しようとする一般廃棄物処理施設で、この条例の施行の日までに報告書の縦覧手続が行われていないものについて適用する。

3 改正後の別表1くみ取手数料の項の規定は、令和2年4月1日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、同日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の別表1汚泥処分手数料の項の規定は、令和2年4月1日以後の処分に係る手数料について適用し、同日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の別表2の規定は、令和3年1月1日以後の処理又は処分に係る費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第5号)

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

別表1(第46条関係)

手数料の種類	取扱区分	手数料の額
清掃手数料	(1) 事業系一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分するとき。	20リットルにつき130円。ただし、これによることが著しく実情にそぐわないもので規則で定めるものは、1キログラムにつき30円
	(2) 家庭廃棄物のうち規則で定める量を超えるものを収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき28円を基準として、1,300円以内で品目別に規則で定める額。ただし、第27条第1項の規定により適正処理困難物として指定したものは、1,800円以内で品目別に規則で定める額
	(3) 家庭廃棄物のうち規則で定める大型ごみを収集し、運搬し、及び処分するとき(前号の規定により収集し、運搬し、及び処分するときを除く。)	容量が40リットル相当の市長が指定するごみ袋(以下「指定袋」という。)1枚につき80円
	(4) 家庭廃棄物(規則で定める大型ごみ並びに資源物、スプレー缶、ライター、乾電池並びに加熱式たばこ及び電子たばこを除く。)を収集し、運搬し、及び処分するとき(第2号の規定により収集し、運搬し、及び処分するときを除く。)	容量が20リットル相当の指定袋1枚につき40円 容量が10リットル相当の指定袋1枚につき20円 容量が5リットル相当の指定袋1枚につき10円
くみ取手数料	(1) し尿(仮設便所(工事の施行、興行等のために一時的に設置される便所をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。	27リットルにつき350円
	(2) 仮設便所に係るし尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。	27リットルにつき650円
汚泥処分手数料	し尿処理場に搬入された浄化槽(規則で定める浄化槽に準ずるものを含む。以下この表において同じ。)汚泥を処分するとき。	27リットルにつき130円
焼却手数料	(1) 清掃工場に搬入された一般廃棄物を	10キログラムにつき200円



	処分するとき。	
	(2) ごみ資源化工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき130円
埋立手数料	埋立処理場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき200円

備考

- 1 手数料(清掃手数料の項第3号に規定する手数料を除く。)の算出に当たって、処理した量が基礎単位未満であるとき、又はその量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
- 2 清掃手数料、焼却手数料及び埋立手数料にあつては、し尿及び浄化槽汚泥に係るものを除く。
- 3 この表において「資源物」とは、次に掲げるものとする。
  - (1) びん
  - (2) 缶(スプレー缶を除く。)
  - (3) 容器包装プラスチック(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第1項に規定する容器包装のうち、主としてプラスチック製のものをいう。)
  - (4) 雑がみ(包装紙その他の再利用の可能な紙類のうち市長が別に定めるものをいう。)

別表2(第48条関係)

取扱区分	費用の額	備考
第39条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する清掃工場で処分するとき。	10キログラムにつき、200円に1円30銭を加えた額	費用の算出に当たって、処分した量が基礎単位未満であるとき、又はその量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
第39条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物をごみ資源化工場で処分するとき。	10キログラムにつき、130円に10銭を加えた額	
第39条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物(廃石綿等(政令第2条の4第5号へに規定する廃石綿等をいう。以下同じ。))を除く。)を市長の指定する埋立処理場で処分するとき。	10キログラムにつき200円	
第39条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物のうち廃石綿等を市長の指定する埋立処理場で処分するとき。	10キログラムにつき360円	

別表3(第49条関係)

手数料の種類	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 18,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 18,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 15,000円
一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 15,000円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1件につき 2,400円
一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	1件につき 2,400円

別表 4 (第49条の 2 関係)

手数料の種類	区分	手数料の額
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 130,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 110,000円
一般廃棄物処理施設定期検査申請手数料		1 件につき 31,000円
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 120,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 100,000円
熱回収施設（一般廃棄物処理施設）認定申請手数料		1 件につき 28,000円
熱回収施設（一般廃棄物処理施設）認定更新申請手数料		1 件につき 18,000円
一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件につき 68,000円
一般廃棄物処理施設設置許可法人合併又は分割認可申請手数料		1 件につき 68,000円

別表 5 (第49条の 3 関係)

手数料の種類	手数料の額
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	1 件につき 147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項変更認定申請手数料	1 件につき 134,000円

別表 6 (第49条の 4 関係)

手数料の種類	手数料の額
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1 件につき 81,000円
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1 件につき 73,000円
産業廃棄物処分業許可申請手数料	1 件につき 100,000円
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1 件につき 94,000円
産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1 件につき 71,000円
産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1 件につき 92,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1 件につき 81,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1 件につき 74,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1 件につき 100,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1 件につき 95,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1 件につき 72,000円
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1 件につき 95,000円

別表 7 (第49条の 5 関係)

手数料の種類	区分	手数料の額
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 140,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 120,000円
産業廃棄物処理施設定期検査申請手数料		1 件につき 31,000円
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 130,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 110,000円
熱回収施設（産業廃棄物処理施設）認定申請手数料		1 件につき 28,000円
熱回収施設（産業廃棄物処理施設）認定更新申請手数料		1 件につき 18,000円
産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件につき 68,000円
産業廃棄物処理施設設置許可法人合併又は分割認可申請手数料		1 件につき 68,000円

## (2) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則

平成5年3月26日  
規則第9号

札幌市清掃条例施行規則(昭和25年規則第43号)の全部改正(昭和47年3月規則第61号)  
札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第61号)の全部改正(平成5年3月規則第9号)

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第3条—第7条)
- 第3章 廃棄物処理施設設置等評価委員会(第7条の2—第7条の9)
- 第4章 大規模建築物の所有者等の義務(第8条—第13条)
- 第5章 廃棄物の適正処理
  - 第1節 一般廃棄物の処理(第14条—第17条)
  - 第2節 廃棄物の受入基準(第18条)
  - 第3節 産業廃棄物の処理(第19条)
- 第6章 廃棄物処理手数料等(第20条—第22条の2)
- 第7章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用等
  - 第1節 一般廃棄物収集運搬業等の許可等(第23条—第36条)
  - 第2節 産業廃棄物に係る報告(第37条—第40条)
- 第8章 雑則(第41条—第43条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成4年条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

#### 第2章 廃棄物減量等推進審議会

##### (会長及び副会長)

第3条 条例第6条の規定により設置する札幌市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

##### (招集)

第4条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

##### (会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境局において行う。

##### (運営事項)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 第3章 廃棄物処理施設設置等評価委員会

#### (委員長)

第7条の2 条例第8条の2の規定により設置する札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (臨時委員)

第7条の3 条例第8条の4第3項に規定する臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

#### (会議)

第7条の4 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (資料提出その他の協力)

第7条の5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (秘密の保持)

第7条の6 委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (生活環境保全専門家部会)

第7条の7 条例第8条の4第4項に規定する生活環境保全専門家部会（以下「専門家部会」という。）は、同条第2項第1号に掲げる者である委員（以下「専門家部会委員」という。）及び委員長が指名する臨時委員（第7条の3第1項第1号に掲げる者である臨時委員に限る。）をもって組織する。

- 2 専門家部会に専門家部会長を置き、専門家部会委員の互選により選出する。
- 3 専門家部会長は、専門家部会を代表し、専門家部会の事務を総理する。
- 4 専門家部会長に事故があるとき、又は専門家部会長が欠けたときは、あらかじめ専門家部会委員のうちから専門家部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第7条の4及び第7条の5の規定は専門家部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門家部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「専門家部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「専門家部会委員」と、「臨時委員」とあるのは「第7条の7第1項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。

#### (その他の部会)

第7条の8 条例第8条の4第6項に規定する部会（以下単に「部会」という。）は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門家部会長」とあるのは「部会長」と、「専門家部会委員」とあるのは「次条第1項に規定する委員（臨時委員を除く。）」と読み替えるものとする。
- 3 第7条の4及び第7条の5の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「第7条の8第1項に規定する委員」と、「臨時委員」とあるのは「同項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。

(準用)

第7条の9 第6条及び第7条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第7条中「第3条から前条」とあるのは「第7条の2から第7条の8」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

#### 第4章 大規模建築物の所有者等の義務

(大規模建築物の範囲)

第8条 条例第20条に規定する規則で定める大規模建築物は、事業の用に供する部分(次に掲げる用途に供する部分を除く。以下同じ。)の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ面積の合計をいう。)が1,000平方メートル以上の建築物とする。

(1) 倉庫

(2) 自動車車庫

(3) 工場(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第3号から第8号まで、第11号、第13号、第16号、第19号から第21号まで及び第23号から第34号までに掲げる営業の用に供するものを除く。)

(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(廃棄物管理責任者選任届等の提出)

第9条 条例第20条の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、当該選任又は変更の日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式1)を市長に提出して行うものとする。

(事業系廃棄物減量計画書の提出)

第10条 条例第21条の規定による計画書の提出は、毎年5月31日までに、その年の4月1日以後の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を記載した事業系廃棄物減量計画書(様式2)を市長に提出して行うものとする。

(事業系廃棄物処理実績報告書の提出)

第11条 条例第21条の規定による実績報告書の提出は、毎年5月31日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び処理に関する実績を記載した事業系廃棄物処理実績報告書(様式2)を市長に提出して行うものとする。

(保管場所の設置基準)

第12条 条例第22条の規定による保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 当該建築物又はその敷地内にあること。

(2) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物を保管するのに十分な広さを有すること。

(3) 収集車両の運行及び積み込み作業に支障を来さない場所にあること。

(4) 収集車両の運行及び積み込み作業が、安全に、かつ、効率的に行うことができること。

(5) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。

(6) ねずみが生息し、及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。

(保管場所設置計画書の提出)

第13条 条例第22条の規定による保管場所の届出は、事業系廃棄物保管場所等設置計画書(様式3)を市長に提出して行うものとする。

#### 第5章 廃棄物の適正処理

##### 第1節 一般廃棄物の処理

(市が収集及び運搬をしない家庭廃棄物)

第14条 条例第30条第1項ただし書の規定により市が収集及び運搬をしない家庭廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 水洗式くみ取便所に係るし尿

(2) 浄化槽(第20条第5項に規定する浄化槽に準ずるものを含む。)に係る汚泥

(共同住宅の範囲)

第15条 条例第31条の2に規定する規則で定める共同住宅の用に供する建築物は、住戸の数が6戸以上であるものとする。

(収集又は運搬を禁止する家庭廃棄物)

第15条の2 条例第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物は、次に掲げる容器で家庭廃棄物となったものとする。

- (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号)別表第一 一の項に掲げる容器
- (2) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一 二の項に掲げる容器
- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一 七の項に掲げる容器

(収集運搬禁止命令)

第15条の3 条例第31条の3第2項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書(様式3の2)により行うものとする。

(排出禁止物の前処理)

第16条 条例第32条ただし書に規定する規則で定める処理は、次のとおりとする。

- (1) ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止のこん包を行い、「危険物」と表示し、かつ、その内容を明記すること。
- (2) 塗料、接着剤等については、乾燥等の措置を講ずること。
- (3) スプレー缶については、中身を使いきること。
- (4) 著しく悪臭を発する物については、脱臭等の措置を講ずること。
- (5) 次条第1号から第3号までに掲げるものについては、破砕、切断等の措置を講ずること。

(排出禁止物)

第17条 条例第32条第6号に規定する規則で定める物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 最大の辺又は径が2メートルを超えるもの
- (2) 体積が2立方メートルを超えるもの
- (3) 重量が100キログラムを超えるもの
- (4) 収集、運搬又は処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるもの
- (5) 収集、運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (6) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器
- (7) パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1キログラム以下のものを除く。)
- (8) 密閉形蓄電池(密閉形鉛蓄電池(電気量が234キロクーロン以下のものに限る。)、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年厚生労働省、経済産業省、環境省令第1号)第1条第2項に規定する密閉形蓄電池使用製品の部品として使用されるものを含み、機器の記憶保持用のものを除く。)

## 第2節 廃棄物の受入基準

(処理施設における廃棄物の受入基準)

第18条 条例第37条第1項及び第42条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第32条第1号から第5号まで及び前条第6号から第8号までに規定する排出禁止物を除去してあること。
- (2) 処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものを除去してあること。
- (3) 処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるものを除去してあること。
- (4) 産業廃棄物にあつては、その種類及び量が条例第39条第2項の規定に基づき告示されているものであること。

- (5) 清掃工場に搬入しようとする廃棄物にあつては、不燃性のものを除去し、かつ、最大の辺又は径を50センチメートル以下(破砕工場を併設する清掃工場においては、2メートル以下)に破砕し、又は切断してあること。
- (6) ごみ資源化工場に搬入しようとする廃棄物にあつては、<sup>ちゅうがい</sup>厨芥(生ごみ類をいう。以下同じ。)、不燃性のものその他資源化に適しないものとして市長が別に指定するものを除去し、かつ、最大の辺又は径を2メートル以下に破砕し、又は切断してあること。
- (7) ごみ資源化工場に2種類以上の資源化の可能なものを同一車両で搬入する場合は、それらを種類ごとに区分してあること。
- (8) 埋立処理場に搬入しようとする廃棄物にあつては、可燃性のものを除去するとともに、中空でない状態にし、かつ、最大の辺又は径を1.5メートル以下に、重量を100キログラム以下に破砕し、又は切断してあること。

### 第3節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物処理計画書の提出)

第19条 条例第40条の規定による計画書の提出は、産業廃棄物処理計画書(様式4)により行うものとする。

### 第6章 廃棄物処理手数料等

(清掃手数料等の取扱区分)

第20条 条例別表1 清掃手数料の項第2号に規定する規則で定める量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量とする。

- (1) 継続して排出される場合 1日平均の排出量40リットル(1日平均の排出量が40リットル以上ある場合で市長が特に認めるときは、その認める量)
  - (2) 一時的に排出(1月に2回以内の臨時的排出をいう。次条第1項第2号において同じ。)される場合 中空でない状態にした場合の1回の排出量400リットル
- 2 条例別表1 清掃手数料の項第3号及び第4号に規定する規則で定める大型ごみは、条例第32条の規定により排出することができない一般廃棄物以外の耐久消費財その他の固形廃棄物のうちその最大の辺又は径が30センチメートル(材木類及び庭木類については50センチメートル)を超えるものであって、市長が定めるところにより戸別に収集するものとする。
- 3 条例別表1 清掃手数料の項手数料の額の欄に規定する規則で定めるものは、20リットル当たりの重量が5キログラムを超えるものとする。
- 4 条例別表1 清掃手数料の項手数料の額の欄に規定する品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。
- 5 条例別表1 汚泥処分手数料の項に規定する規則で定める浄化槽に準ずるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流している浄化槽であったもの
  - (2) 建築物の地下に設置されている排水槽(排水にし尿を含むものに限る。)
  - (3) 建築物に設置されているディスポーザー排水処理槽

(手数料等の徴収方法)

第21条 清掃手数料(条例別表1 清掃手数料の項第3号に規定する手数料(以下「大型ごみ処理手数料」という。))及び同項第4号に規定する手数料(以下「家庭ごみ処理手数料」という。)を除く。以下この項において同じ。)は、納入通知書により徴収し、その納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 継続して排出される一般廃棄物に係る清掃手数料 次の表の左欄に掲げる期間に処理したものについて同表の右欄に掲げる日

期間	納期限
1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	1月31日

- (2) 一時的に排出される一般廃棄物に係る清掃手数料 納入通知書を発付した日から起算して20日目の日



- 2 くみ取手数料は、納入通知書又は集金の方法により徴収し、その納期限は、次の表の左欄に掲げる期間に処理したのものについて同表の右欄に掲げる日とする。

期間	納期限
毎月1日から15日まで	翌月15日
毎月16日から末日まで	翌月末日

- 3 汚泥処分手数料は、納入通知書により徴収し、その納期限は、毎月1日から末日までに処分したものについて翌月20日とする。
- 4 焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用は、納入通知書の発付を省略し、処分の都度処理施設において徴収するものとする。ただし、市長が特に認めたものについては、納入通知書により徴収し、その納期限を納入通知書を発付した日から起算して20日目の日又は毎月1日から末日までに処分したものについて翌月20日とすることができる。
- 5 前各項に規定する納期限の日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に該当するときは、これらの規定にかかわらず、これらの日の翌日をその納期限とする。

(大型ごみ処理手数料の徴収方法等)

第21条の2 大型ごみ処理手数料は、大型ごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

- 2 市長は、大型ごみ処理手数料を納付した者に大型ごみ処理手数料シール(様式4の2)を交付する。

(家庭ごみ処理手数料の徴収方法等)

第21条の3 家庭ごみ処理手数料は、家庭廃棄物(条例別表1清掃手数料の項第4号に規定する規則で定める大型ごみ並びに資源物、スプレー缶、ライター、乾電池並びに加熱式たばこ及び電子たばこを除く。)を収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

- 2 市長は、家庭ごみ処理手数料を納付した者に指定袋を交付する。

(一般廃棄物処理手数料の減額又は免除)

第22条 条例第47条の規定により条例第46条第1項の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額(免除)申請書(様式5)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき条例第46条第1項の手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し一般廃棄物処理手数料減額(免除)承認書(様式6)を交付するものとする。

(産業廃棄物処分費用の減額又は免除)

第22条の2 条例第48条の2の規定により条例第48条第1項の費用の減額又は免除を受けようとする者は、産業廃棄物処分費用減額(免除)申請書(様式6の2)を市長に提出しなければならない。ただし、天災等の場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき条例第48条第1項の費用の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し産業廃棄物処分費用減額(免除)承認書(様式6の3)を交付するものとする。

## 第7章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用等

### 第1節 一般廃棄物収集運搬業等の許可等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第23条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請書(様式7)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可の申請)

第24条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業範囲変更許可申請書(様式8)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等)

第25条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可をした

とき、又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証(様式9)を交付する。

2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第26条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けた者は、前条第1項の許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書(様式10)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の廃止の届出)

第27条 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業廃止届(様式11)を市長に提出して行うものとする。

(一般廃棄物収集運搬業等に係る変更の届出)

第28条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出は、当該変更の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請事項変更届(様式12)を市長に提出して行うものとする。

(再生利用業の指定の申請)

第29条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により廃棄物の再生利用業の指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(様式13)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請)

第30条 廃棄物の再生利用業の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式14)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(再生利用業の指定証の交付等)

第31条 市長は、前2条の申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査し、再生利用業の指定又は事業の範囲の変更の指定をすべきものと決定したときは、当該申請者に対し再生利用業指定証(様式15)を交付する。

2 前項の指定証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(再生利用業の指定証の再交付)

第32条 指定業者は、前条第1項の指定証を紛失し、又は著しく損傷したときは、再生利用業指定証再交付申請書(様式16)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第33条 指定業者は、再生利用業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、再生利用業廃止届(様式17)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業に係る変更の届出)

第34条 指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から10日以内に、再生利用業指定申請事項変更届(様式18)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事業所の所在地及び名称
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付等)

第35条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許

可証(様式19)を交付する。

2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物処理施設の許可証の再交付)

第36条 前条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、これを紛失し、又は著しく損傷したときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書(様式20)を市長に提出しなければならない。

第2節 産業廃棄物に係る報告

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第37条 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、法第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた場合(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又はこれを変更した場合は、その日から30日以内に、その旨を特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書(様式21)により市長に報告しなければならない。

第38条 削除

(産業廃棄物処理業の実績報告)

第39条 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者又は法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の実績について、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書(様式23)により市長に報告しなければならない。

2 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の実績について、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(様式24)により市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物を自ら処理する場合の実績報告)

第40条 産業廃棄物を自ら処理するための法第15条第1項の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理の実績について、産業廃棄物処理実績報告書(様式25)により市長に報告しなければならない。

第8章 雑則

(環境衛生指導員)

第41条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)第53条第2項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、環境局環境事業部に環境衛生指導員を置く。

(清掃指導員等)

第42条 市長は、条例第52条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務(前条に規定する環境衛生指導員が行う職務を除く。)を行わせるため、環境局環境事業部に清掃指導員を置く。

2 市長は、前項の清掃指導員の職務を補佐させるため、環境局環境事業部に清掃指導員助手を置く。

3 清掃指導員及び清掃指導員助手は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。

4 清掃指導員及び清掃指導員助手の身分を示す証明書は、清掃指導員(助手)証(様式26)とする。

(委任)

第43条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によってした手続その他の行為は、この規則による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に大規模建築物を所有している者に係る改正後の規則第9条の規定の適用については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成5年9月30日までの間は、同条中「当該選任又は変更の日から30日以内」とあるのは、「平成5年9月30日まで」とする。
- 4 改正後の規則第10条の規定の適用については、平成5年4月1日以後の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画に限り、同条中「毎年5月31日」とあるのは、「平成5年9月30日」とする。
- 5 改正後の規則第11条の規定は、平成5年3月31日以前の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び処理に関する実績については、適用しない。
- 6 事業系一般廃棄物に係る清掃手数料の取扱区分については、施行日から平成6年3月31日までの間は、改正後の規則第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 改正後の規則第21条の規定は、施行日以後に行う廃棄物の処理又は処分に係る手数料又は費用の徴収について適用し、施行日以前に行った廃棄物の処理又は処分に係る手数料又は費用の徴収については、なお従前の例による。
- 8 改正前の規則第16条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業の許可に係る許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の規則第25条第1項の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証とみなす。
- 9 改正前の規則第19条の3の規定により交付された再生利用業指定証は、施行日に改正後の規則第31条第1項の規定により交付された再生利用業指定証とみなす。

附 則(平成6年規則第53号)～附 則(平成21年規則第21号)

省略

附 則(平成23年規則第4号)

この規則中第14条第2号の改正規定は公布の日から、第37条の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第45号)

この規則は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第45号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成29年7月1日)

附 則(令和3年規則第2号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表(第20条関係)

種目	品目	手数料の額
電気・ガス・石油・ ちゅう房器具	映像・音響機器(単体のもので、カラオケ演奏装置、スピーカー、テレビアンテナ及びテレビジョン受信機を除く。)	200円
	温水洗浄機付便座	200円
	加湿機	200円
	ガステーブル(ガスこんろ)	500円
	カラオケ演奏装置	900円
	換気扇	200円
	給湯器(床置き型のもの)	900円
	給湯器(床置き型以外のもの)	200円
	空気清浄機	200円
	照明器具	200円
	食器洗い乾燥機	500円
	食器乾燥機	200円
	除湿機	200円
	炊飯器	200円
	ステレオセット(幅が80センチメートル未満のもの)	500円
	ステレオセット(幅が80センチメートル以上のもの)	900円
	電気・ガス・石油・ ちゅう房器具	ストーブ(据置型のもの)
ストーブ(据置型以外のもの)		200円
スピーカー(高さが60センチメートル未満のもの)		200円
スピーカー(高さが60センチメートル以上のもの)		500円
ズボンプレスサー		200円
扇風機		200円
掃除機		200円
調理台		500円
テレビアンテナ		200円
テレビジョン受信機(20型未満のもの)		500円
テレビジョン受信機(20型以上25型未満のもの)		900円
テレビジョン受信機(25型以上のもの)		1,800円
電気こたつ(家具調電気こたつ)		500円
電気こたつ(家具調電気こたつ以外のもの)		200円
電子レンジ		500円
電子レンジ台		500円
灯油タンク(容量が25リットル以下のもの)		200円
灯油タンク(容量が25リットルを超えるもの)		500円
流し台		500円
ファクシミリ(電話機と一体となったものを含む。)		200円
布団乾燥機		200円
プリンタ		200円
ふろがま		500円
ホットカーペット		200円
マッサージ機(いす型のもの)		900円
マッサージ機(いす型以外のもの)		500円
ミシン(卓上型のもの)		200円
ミシン(卓上型以外のもの)		500円
ワードプロセッサ		200円
家具・寝具		アコーディオンカーテン
	衣装箱	200円
	いす(応接用で1人用のもの)	500円
	いす(応接用で2人以上用のもの)	900円
	いす(応接用いす以外のもの)	200円

種目	品目	手数料の額
家具・寝具	衣類乾燥機台	200円
	オーディオラック	500円
	カーペット(広さが3畳以下のもの)	200円
	カーペット(広さが3畳を超えるもの)	500円
	カラーボックス	200円
	鏡台	500円
	げた箱(高さが1メートル未満のもの)	500円
	げた箱(高さが1メートル以上のもの)	900円
	サイドボード(幅が1メートル未満のもの)	500円
	サイドボード(幅が1メートル以上のもの)	1,300円
	たんす(高さが1メートル未満のもの)	500円
	たんす(高さが1メートル以上のもの)	1,300円
	ついたて	500円
	机(両そでのもの)	1,300円
	机(両そで以外のもの)	900円
	テーブル(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円
	テーブル(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円
	テレビ台	500円
	電話台	200円
	戸棚(高さが1メートル未満のもので、オーディオラック、げた箱、サイドボード、リビングボード及びロッカーを除く。)	500円
	戸棚(高さが1メートル以上のもので、オーディオラック、げた箱、サイドボード、リビングボード及びロッカーを除く。)	900円
	布団	200円
	ブラインド	200円
	ベッド(ダブルベッド、リクライニング機能付ベッド及びベビーベッド以外のもので、ベッドマットレスを除く。)	500円
	ベッド(ダブルベッドで、ベッドマットレスを除く。)	900円
	ベッド(リクライニング機能付ベッドで、ベッドマットレスを除く。)	1,300円
	ベッドマットレス(スプリング付のもの)	1,800円
	ベッドマットレス(スプリングのないもの)	200円
	ベビーベッド	200円
	リビングボード	1,300円
	ロッカー(幅が60センチメートル未満のもの)	500円
	ロッカー(幅が60センチメートル以上のもの)	900円
ワゴン(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円	
ワゴン(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円	
その他	編み機	500円
	乳母車	200円
	煙突	200円
	オルガン(電子オルガン)	1,300円
	オルガン(電子オルガン以外のもの)	900円
	クーラーボックス	200円
	車いす	500円
	くわ、スコップ、つるはしその他の作業用具	200円
	携帯用発電機	500円
	健康器具(電動式ランニングマシン)	900円
	健康器具(電動式ランニングマシン以外のもの)	500円
	コート掛け	200円

種目	品目	手数料の額
その他	子供用遊具(滑り台)	500円
	子供用遊具(ぶらんこ)	500円
	子供用遊具(滑り台及びぶらんこ以外のもの)	200円
	ゴムボート(底板付のものを含む。)	500円
	ゴルフ用具	200円
	コンポスト容器	200円
	サーフボード	200円
	材木類	200円
	自転車	500円
	芝刈り機	200円
	車両用ルーフボックス	500円
	除雪機	500円
	ショッピングカート	200円
	水槽	500円
	スーツケース	200円
	スキーキャリア	200円
	スキー用具	200円
	ストーブガード	200円
	スノーボード	200円
	洗面化粧台	900円
	畳	500円
	卓球台	1,300円
	建具(玄関ドア以外のもの)	200円
	テント	200円
	トタン板	200円
	庭木類	200円
	はしご	200円
	ペット小屋(木製又はスチール製のもの)	500円
	ペット小屋(木製及びスチール製以外のもの)	200円
	物置(プラスチック製のもの)	200円
	物置(プラスチック製以外のもので、高さ及び幅が1メートル未満のもの)	500円
	物置(プラスチック製以外のもので、高さ又は幅が1メートル以上のもの)	900円
	物干しざお	200円
	物干し台(土台付のもの)	900円
物干し台(土台のないもの)	200円	
浴槽	900円	
その他のもの(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円	
その他のもの(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円	

備考

- 1 本表に規定する手数料の額は、それぞれの品目の1個当たりの金額である。ただし、ステレオセット、電気こたつ(家具調電気こたつ以外のもの)、布団、煙突、ゴルフ用具、材木類、スキーキャリア、スキー用具、卓球台、テント、トタン板、庭木類、物干し台及び物干しざおに係る手数料の額は、市長が別に定める1セット当たりの金額である。
- 2 収集し、運搬し、及び処分する大型ごみが備考1ただし書に規定する品目(ステレオセットを除く。)の1セットの一部を構成する物である場合又は当該品目の1セットとして定める数量に満たない場合であっても、これを当該品目の1セットとみなして本表を適用する。

(3) 令和5年度一般廃棄物処理実施計画

札幌市告示第1557号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び第4項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和4年度の一般廃棄物処理実施計画を改定したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）第29条に基づき、告示する。

令和5年3月30日

札幌市長 秋元 克広

令和5年度一般廃棄物処理実施計画

第1 一般廃棄物処理の基本的事項

- 1 処理区域 札幌市全域
- 2 計画期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 3 処理計画量

(1) ごみ (単位：t)

項目	処理計画量	札幌市の 処理計画量	許可業者の 処理計画量
家庭ごみ	373,800	373,800	0
許可業者搬入	155,300	132,800	22,500
自己搬入	66,100	59,600	6,500
合計	595,200	566,200	29,000

(2) 動物の死体

処理計画量
道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体処理
3,840件

(3) し尿・浄化槽汚泥等 (単位：kL)

一般し尿	浄化槽汚泥	水洗し尿	市外分※	処理計画量
14,300	2,480	260	8,750	25,790

※市外分は、石狩市及び当別町から受入

第2 札幌市が行う一般廃棄物の処理

- 1 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) 排出抑制の促進

項目	概要
家庭の生ごみ減量・リサイクル推進事業	生ごみ堆肥化セミナーの開催や電動生ごみ処理機等の購入助成などにより、市民の生ごみ減量・資源化に対する取組を支援する。



項 目	概 要
<p>集団資源回収奨励金制度</p>	<p>町内会やPTA、マンション管理組合などの住民団体による自主的な資源回収活動を促進するため、古紙類・びん類・金属類・布類の4品目を対象に、回収量1kgにつき4円の奨励金を実施団体に交付する。さらに、平成26年実績と比較し、回収量全体の増加分に対し1kgにつき3円、びん類・金属類・布類の増加分に対し1kgにつき7円の加算金を交付する。</p> <p>また、回収業者に対しても、ダンボール・布類は回収量1kgにつき4円、新聞を除くその他品目は1kgにつき1円の奨励金を交付する。</p> <p style="text-align: right;">回収計画量 35,682 t/年</p>
<p>古紙拠点回収事業</p>	<p>家庭系の古紙類の回収を推進するため、区役所等19か所に設置した古紙回収ボックスと、民間の古紙回収協力店等や古紙を回収するコンビニエンスストア（セイコーマート）に加え、地域住民管理によるエコボックスの普及を図る。</p> <p>また、事業系の古紙の回収を促進するため、民間古紙回収協力店等で古紙を回収する。</p>
<p>事業系資源ごみ回収促進支援事業</p>	<p>事業系ごみの見える化システムを活用し、各事業所の現状分析等を行い、より効果的な廃棄物減量の取組につなげる等事業者による自主的な事業ごみ減量を促進する。</p>
<p>家庭系古紙引取案内事業</p>	<p>集団資源回収登録業者等うちの協力業者が、個人宅からの一定量以上の古紙回収申込に対して回収を実施する。</p> <p>札幌市は、市民へのPRや事業の総合調整を行う。</p>
<p>地区リサイクルセンター事業</p>	<p>古紙や廃食油だけではなく、枝・葉・草やびん・缶・ペットボトルなどを含めたさまざまな種類の資源物等を無料で持ち込める回収拠点として、計4か所を運営する。</p>
<p>大型ごみの再利用</p>	<p>大型ごみのうち、再利用を目的とした収集品（木製家具、自転車など）を清掃・整備して、札幌市リサイクルプラザ及び札幌市リユースプラザで展示、販売する。</p> <p style="text-align: right;">（予定数 3,700 個/年）</p>
<p>普及啓発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量の啓発のため、出前講座を実施するほか、児童を対象とした出前教室の充実を図る。</li> <li>・ リサイクルプラザ・リユースプラザにおいて、3R（リデュース：発生・排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に関する情報の提供や各種講座・体験教室を実施する。</li> <li>・ 省資源・ごみ減量についての市民意識高揚を図るため、「まつりだ！ 環っ」などの各種イベントを実施する。</li> <li>・ 啓発冊子の配布や交通広告などにより、2R（リデュース：発生・排出抑制、リユース：再使用）に重点を置いた意識啓発を行う。</li> </ul>
<p>ごみ減量実践事業</p>	<p>リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）について、事業者や若年層と一体となり、直接的なごみ減量につながる実践的な取組を行う。</p>
<p>さっぽろスリムネット事業</p>	<p>市民・事業者・行政（市）が協働でごみ減量に取り組むために設立した「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）」において、生ごみ堆肥拠点回収の促進、古紙等の資源物回収の支援など、ごみ減量につながる具体的な活動を展開する。</p>
<p>事業者に対する指導</p>	<p>事業系廃棄物の減量、資源化を図るため、事業用の建築物について適正な保管場所の設置を指導するとともに、大規模建築物（延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物）の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求める。</p> <p>また、各最終処分場、清掃工場及び破砕工場に搬入する事業系廃棄物についても、リサイクルの推進と適正排出を徹底するため分別啓発指導（搬入指導）を行う。</p>

## (2) 資源化等の促進

項目	概要
びん・缶・ペットボトルの資源化	びん・缶・ペットボトルの分別収集を実施し、選別センターで選別後、指定法人などに引渡し、資源化を図る。 収集計画量 33,800 t/年
容器包装プラスチックの資源化	容器包装プラスチックの分別収集を実施し、選別センターで選別後、指定法人に引渡し、資源化を図る。 収集計画量 30,500 t/年
雑がみの資源化	「汚れた紙、新聞、雑誌、ダンボール」以外の紙ごみの分別収集を実施し、再生紙や固形燃料の原料として、資源化を図る。 収集計画量 20,200 t/年
枝・葉・草の資源化	枝・葉・草の分別収集を実施し、たい肥化するなどして資源化を図る。 収集計画量 19,600 t/年
筒型乾電池の資源化	びん・缶・ペットボトルの日に別袋で排出された筒型乾電池を収集し、資源化を図る。 収集計画量 336 t/年
蛍光灯の資源化	家庭の廃蛍光灯を回収協力店（市が指定した電気店・家電量販店等）に無料で持ち込んでもらい、資源化を図る。 回収計画量 119 t/年
廃食油の資源化	家庭から排出される使用済み食用油を回収拠点（スーパーマーケット・レストラン、市の施設等）において民間事業者が回収し、バイオディーゼル燃料等への資源化を図る。 回収計画量 220 t/年
小型家電の資源化	家庭で不用になった小型家電を回収拠点（市有施設、認定事業者）、宅配回収（認定事業者）等により回収し、レアメタルや貴金属等の有用金属の資源化を図る。 回収計画量 1,400 t/年
古着の再利用	家庭で不用になった衣類を地区リサイクルセンター等の回収拠点において回収し、再利用を図る。 回収計画量 78 t/年
ごみ焼却施設で発生する熱の有効利用	ごみ焼却施設（清掃工場）におけるごみ焼却の熱を利用して発電を行い、電力会社に売電するほか、地域暖房に供給するなど熱の有効活用を図る。 発電計画量 143,400 MWh/年
焼却灰リサイクル	ごみ焼却施設（清掃工場）から発生する焼却灰（主灰）をセメント原料としてリサイクルする。 資源化計画量 19,000 t/年
事業系紙くず・木くず等の資源化	許可業者による分別収集及び自己搬入により、ごみ資源化工場に搬入された紙くず・木くず等を原料として固形燃料を生産し需要先に供給する。 処理計画量 14,030 t/年
事業系生ごみの資源化	病院、学校、ホテル、飲食店ビル等から排出される良質な生ごみの分別・収集運搬を促進し、生ごみリサイクル施設での、飼料・肥料への再生の利用拡充を図る。 処理計画量 24,000 t/年
事業系伐採物・抜根等の資源化	剪定枝・幹・根などの樹木をごみ資源化工場でのチップ化等により、燃料・マルチング材・堆肥等に再生する。 処理計画量 5,000 t/年
金属類の資源化	処理施設から発生する金属の資源化を行う。 回収計画量 3,850 t/年

(3) その他

項目	概要
ごみステーション管理器材の購入助成と箱型ごみステーション設置助成	地域による自主的なごみステーション管理を支援するため、ネットやカラスよけサークル及び折りたたみ式箱型器材の購入費用の一部を助成するとともに敷地内への箱型ごみステーション設置費の一部を助成する。
クリーンさっぽろ衛生推進協議会への支援	札幌市を清潔で住みよい街にするため、環境美化、環境衛生、ごみ減量・リサイクルの推進など、地域に根ざした主体的な活動を行う住民ボランティア団体であるクリーンさっぽろ衛生推進協議会の活動を支援する。
クリーンキャンペーンの実施	5月30日の「ごみゼロの日」キャンペーン及び「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の普及啓発キャンペーンを各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の協力を得て実施する。
事業系一般廃棄物の効率的な収集体制の維持	事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等を除く）の減量、資源化を促進するため、多分別収集等に対応した一元的な収集運搬業の許可体制を維持する。
国の指定や認定を受けた一般廃棄物への対応	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3、第9条の8及び第9条の9に基づき国の指定や認定を受けた一般廃棄物（廃ゴムタイヤ、廃パーソナルコンピュータ、廃二輪自動車等）については、当該制度の趣旨を踏まえ、（認定）事業者等による処理の促進を図る。
水銀使用廃製品（体温計・血圧計・温度計）の回収循環	水銀使用廃製品の早期回収を図るため、市有施設での水銀使用廃製品の回収を行う。 回収計画量 1t/年

2 食品ロス削減に関連する事業の推進

(1) 関連する取組

項目	取組内容（担当部・課）
ごみ収集車を活用した食品ロス削減の呼びかけ	市内を走行しているごみ収集車に、食品ロス削減を呼びかけるステッカーを貼り、市民などに食品ロス削減の取組を広く訴えかける。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
ごみ減量キャンペーンによる啓発	啓発冊子の配布やポスターの掲出、Facebook ページでの情報発信、交通広告などを通じて、食品ロスの削減の啓発を行っていく。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
フードバンク活動及びフードドライブの周知	フードバンク活動は、まだ安全に食べられるにも関わらず、やむを得ず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、食料を必要としている人や施設等に無償で提供する活動であり、食品の無駄のない活用が期待されている。市では、フードバンク活動の概要、掲載を希望するフードバンク運営団体の連絡先などを札幌市公式ホームページに掲載しており、今後も継続して行っていく。 また、フードバンク運営団体の他、地域団体や事業者等が行う「フードドライブ活動（家庭で使いきれない食品を持ち寄って集め、食料を必要としている団体に寄付する取組み）」が、市内の多くの地域で展開されるよう、実施マニュアルを作成するとともに、札幌市公式ホームページに実施団体の情報を掲載していく。 【保健福祉局総務部総務課】 【環境局環境事業部循環型社会推進課】

ドギーバッグの普及促進	飲食店等で生じた食べ残しの持ち帰りの際に使用するドギーバッグの試行導入を行っている。なお、持ち帰りには、食中毒などの衛生上の問題もあることから、正しいドギーバッグの使用を推奨することを定めたガイドラインを活用しながら、持ち帰りに対する市民、事業者双方の理解と取組を促進していく。 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
「2510(ニコっと)スマイル宴」運動の推進	宴会や会食の開始後 25 分間と終了前 10 分間は、料理を楽しみ、食べ切りを促す「2510(ニコっと)スマイル宴」運動を推奨していく。 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との共同キャンペーン	全国の自治体などで構成される全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活動を通じて、情報提供や共同キャンペーンなどを他都市と連携して実施することで、食品ロスの削減のための全国的な気運を高める。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
もったいない運動参加店募集・周知の取組	資源の有効活用、ごみを減らすなど、環境に配慮した活動をしている飲食店を「もったいない運動参加店」として募集・登録し、札幌市公式ホームページで紹介する取組を行っている。 【保健福祉局保健所健康企画課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
エコクッキングを通じた市民啓発	各区の保健センターなどで、食生活改善推進員とともに「エコクッキング」情報を発信し、食材を無駄にしない料理の普及など、食品ロスを減らす取組を環境に配慮した食育として進めていく。 【保健福祉局保健所健康企画課】 【(各区)保健福祉部健康・子ども課】
災害備蓄食品の有効活用	市で備蓄しているアルファ米などの食品について、これまでも賞味期限が1年未満となったものは、防災訓練等で普及啓発用として配布するとともに、フードバンク等へ無償提供しているところであるが、今後も単に廃棄されてしまうことがないように、同様の取組を継続し有効活用に努める。 【危機管理局危機管理部危機管理課】
エシカル消費の普及啓発	人・社会・環境に配慮したサービスや商品を選択するエシカル消費の普及啓発に取り組んでおり、食品ロスやフェアトレードをテーマにした講師派遣講座、パネル展示などを実施していく。 【市民文化局市民生活部消費生活課】
子どもや保護者に向けた食育の推進	保育所や幼稚園において、園庭やプランターでの野菜栽培や収穫の喜びを体験することなどを通じて、調理や食事の楽しさを共感できる体験型の食育の充実を図る。また、その他様々な機会を利用して、子どもや保護者に対して、食品ロス削減や食の大切さを伝えていく。 【子ども未来局子育て支援部子育て支援課】 【教育委員会児童生徒担当部幼児教育センター担当課】 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
イベント開催時における普及啓発	さっぽろオータムフェストなど、食に関連するイベントの開催時には、イベント業者と連携しながら食品ロス削減の観点も視野に入れて事業展開していくとともに、来場者に対しては、食品ロス削減のパンフレットを配布するなどの普及啓発を行っている。 【経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課】 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
作物残渣の適切な再利用	やむを得ず発生する市場に出回らない作物残渣を、たい肥化し、有効利用するなど適切な再利用について検討するとともに、環境保全型農業技術を推進していく。 【経済観光局農政部農業支援センター】

市場見学や料理教室を通じた食育の推進	水産物や青果物に対する知識を深めてもらうこと等を目的に、中央卸売市場の施設見学や、子どもや保護者を対象とした料理教室を実施していく。 【経済観光局中央卸売市場管理課】
学校給食のフードリサイクルを活用した食育・環境教育の推進	学校給食の調理くずや食べ残しの生ごみをたい肥化し、そのたい肥で育てた野菜を学校給食へ提供するほか、たい肥を活用した教材園での栽培活動などを通じて、食育や環境教育の充実を図る。 【教育委員会生涯学習部保健給食課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】 【経済観光局農政部農業支援センター】

(2) 主な関連計画

関連計画等
第3次札幌市消費基本計画
第3次札幌市食育推進計画
安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画
第2次札幌市環境基本計画
第2次さっぽろ都市農業ビジョン
札幌市教育振興基本計画

3 一般廃棄物の種類（分別区分）並びに収集及び受入方法等

(1) ごみ

ア ごみの収集方法等

(ア) 家庭ごみ

種 類	収集方法	摘 要
燃やせるごみ	週2回 ステーション収集	生ごみ、汚れた紙類、布類、ビデオテープ等の製品プラスチック類、皮革・ゴム類などを指定ごみ袋で排出(有料)
燃やせないごみ	4週1回 ステーション収集	なべ・やかん等の金属製品類、ブロック・レンガ類、トースター・ビデオカメラ等の小型家電製品類などを指定ごみ袋で排出(有料)
大型ごみ	申込制による戸別有料収集 (再利用を目的とした収集を含む)	大型ごみとは、排出禁止物以外の耐久消費財その他固形廃棄物で、その最大の辺又は径が30cm(木材類及び庭木類については50cm)を超えるもので戸別収集するものをいう。(有料) ※ 指定ごみ袋に入るものについては「燃やせるごみの日」又は、「燃やせないごみの日」に指定ごみ袋に入れてごみステーションに排出できる。
びん・缶・ペットボトル	週1回 ステーション収集	容器包装リサイクル法に規定する容器(無料)
容器包装プラスチック	週1回 ステーション収集	容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチック(無料)
筒型乾電池	週1回 ステーション収集	別袋で「びん・缶・ペットボトルの日」に排出(無料)
加熱式たばこ・電子たばこ、ライター	4週1回 ステーション収集	別袋で「燃やせないごみの日」に排出(無料)
スプレー缶	週2回 ステーション収集	別袋で「燃やせるごみの日」に中身を使い切り、穴をあけずに排出(無料) ※ カセットボンベを含む
雑がみ	2週1回 ステーション収集	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1(第46条関係)備考3(4)に規定する「包装紙その他の再利用の可能な紙類のうち市長が別に定めるもの」とは、「汚れた紙、新聞、雑誌、ダンボール」以外の紙とする。(無料)
枝・葉・草	4週1回 ステーション収集	5月から12月上旬(地域により異なる)の間に、下記市民の責務等に基づき定められた方法で排出するものに限り、処理手数料を免除する。(無料)
地域清掃ごみ	拠点収集(清掃事務所と協議)	公共の場所を町内会等で清掃した際、排出されるごみ(無料)
ボランティア清掃ごみ	ステーション収集	公共の場所を清掃して出たごみは、ボランティア袋で「燃やせるごみの日」、「燃やせないごみの日」に排出することができる。(無料)

a 市民の責務等

- (a) 家庭からごみを出すときは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については指定ごみ袋に入れ、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」及び「枝・葉・草」については透明または半透明で中身の見える袋に入れて、住んでいる地区の決められた収集日当日の朝、午前8時30分までに自ら管理に携わっているごみステーションに出すこと。
- ・ 棒状のものについては、大部分が40リットルの指定ごみ袋に入り、袋の口をしっかり縛ることができれば、そのまま、指定ごみ袋を使ってごみステーションに出すことができる。
  - ・ 枝については、長さ50cm以下のものを1m程度のひもで縛って出すこともできる。
- (b) 資源物は、汚れていない状態でごみステーション等に出すこと。
- (c) 引っ越しや片付け等により臨時に出る多量のごみ（400リットルを超える）は、本市の施設へ自ら搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）に収集を依頼すること。
- (d) 市の定める排出禁止物は出さないこと。
- (e) 大型ごみについては、区ごとに決められた週1回の収集曜日の2日ないしは4日前までに大型ごみ収集センターまで電話で申し込むこと。また、規則で定める額に見合った「大型ごみ処理手数料シール」を見やすいところにはりつけ（再利用品の収集申込みに際しては、大型ごみ処理手数料シールに「リ」と記載）、電話で打ち合せした場所（玄関前等の建物外）へ収集日当日の朝、午前8時30分までに持ち出すこと。
- (f) 新聞・雑誌・ダンボールなどは、原則として町内会などで実施している集団資源回収もしくは各区役所などに設置した「古紙回収ボックス」または、民間の古紙回収協力店・地区リサイクルセンターに出すこと。やむを得ない場合は、「燃やせるごみ」として出すこと。
- (g) 蛍光管は、できるだけ回収協力店（市が指定した電気店・家電量販店・スーパーマーケット・ホームセンター）・地区リサイクルセンターに出すこと。

b 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 32 条及び同条例施行規則第 17 条で規定する排出禁止物

区 分	品目例	排出方法
有害性のある物	バッテリー・農薬等	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
感染性のある物	注射針等	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・酸素ボンベ・消火器等	
引火性のある物	ガソリン・灯油・廃油等	乾燥等の措置を講じて、出すこと。
	塗料・接着剤等	
	スプレー缶	中身を使いきり、穴をあけずに、透明または半透明の袋に入れて、「燃やせるごみ」の日に出すこと。（カセットボンベを含む）
著しく悪臭を発する物		脱臭等の措置を講じて、出すこと。
収集・運搬又は処分に際し特別の扱いを要する物で規則に定めるもの		
最大の辺又は径が 2 メートルを超えるもの		破砕・切断等の措置を講じて、出すこと。
体積が 2 立方メートルを超えるもの		
重量が 100 キログラムを超えるもの		
収集・運搬又は処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるもの	タイヤ・ピアノ・自動車・軽自動車・自動二輪車・原動機付自転車・FRP 船・エンジン付きのもの(刈り払い機、草刈り機、携帯用発電機、芝刈り機、除雪機等)・ホームタンク(90ℓを超えるもの)・ドラム缶・家庭用耐火金庫等	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
収集・運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの	ガラスの破片等	十分に危険防止のこん包を行い、「危険物」と表示し、かつ、その内容を明記して、「燃やせないごみ」の日に出すこと。
特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器	エアコンディショナー・テレビジョン受信機(ブラウン管・液晶・プラズマ式)・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機等	販売店に収集を依頼するか、家電メーカーが指定する指定引取場所に直接持ち込むこと。
パーソナルコンピュータ	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイ等	一般社団法人パソコン 3 R 推進協会の参加メーカーのパソコンは、メーカーの自主回収ルートで処理すること。
		上記参加メーカー以外のパソコンは、許可業者(一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社)に収集を依頼すること。
		小型家電として回収拠点に排出するか、宅配回収等に依頼すること。 ※ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイは、回収拠点を除く
密閉形蓄電池	ニカド電池等	販売店・協力店の回収箱に持ち込むこと。



- c 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 27 条第 1 項により市長が指定する適正処理困難物

廃スプリングマットレス・排出禁止物以外のテレビジョン受信機 (25 型以上のもの)

(イ) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者に収集を依頼する。

種 類	収 集 方 法
一般廃棄物 (伐採物・抜根等を除く)	事業者が自ら本市の処理施設へ搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）へ収集※を依頼する。 ただし、特に市長が認めたものについては、家庭ごみに準じて取り扱う。
伐採物・抜根等	事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または伐採物・抜根等限定許可業者等へ収集を依頼する。 ただし、特に市長が認めたものについては、家庭ごみに準じて取り扱う。

※ 事業所用専用ごみ袋による収集を含む。

a 事業者の責務等

- (a) 許可業者へ収集を依頼する場合は、許可業者の分別収集体制に応じて分別を行うこと。
- (b) 自ら本市の処理施設へ搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。
- (c) 感染性一般廃棄物の処理を委託する場合は、感染性産業廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼すること。

イ 自ら搬入する場合の処理施設、受入時間及び受入休業日

(ア) 焼却施設

施設名	発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場
所在地	西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	南区真駒内 602	白石区東米里 2170-1
受入時間	9:00~16:00	9:00~16:00	9:00~16:00
受入休業日	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時

(イ) 破碎施設

施設名	発寒破碎工場	篠路破碎工場	駒岡破碎工場
所在地	西区発寒 15 条 14 丁目 2-30	北区篠路町福移 153	南区真駒内 602
受入時間	9:00~16:00	9:00~16:00	9:00~16:00
受入休業日	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時

## (ウ) 最終処分場

施設名	山口処理場
所在地	手稲区手稲山口 364 他
受入時間	9:00～16:00
受入休業日	土・日曜日及び1月1日から 1月3日

## (エ) 資源化施設

施設名	ごみ資源化工場
所在地	北区篠路町福移 153
受入時間	8:00～17:00
受入休業日	日曜日及び1月1日から1 月3日

## (2) 動物の死体

種 類	収集方法	摘 要
道路等に遺棄された所有者 が不明な犬・猫等の動物の 死体	市民からの通報等により個別に収集	

## (3) し尿・浄化槽汚泥等

種 類	収集方法	摘 要
一般し尿	申込制による戸別有料収集	収集車両の通行障害及び凍 結等によりくみ取り作業に支 障を及ぼすことのないよう にすること。
浄化槽汚泥・水洗し尿	許可業者 (一般廃棄物収集運搬業者:株式会社公 清企業)	

#### 4 一般廃棄物の処理主体及び処理計画量

##### (1) 処理主体及び処理方法

###### ア 家庭ごみ

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処 理 主 体	処 理 方 法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	焼却	—	—
燃やせないごみ	市（委託）	市（委託）	破砕	市（直営・委託）	埋立
大型ごみ	市（委託）	市（直営・委託）	破砕・焼却・資源化	—	—
びん・缶・ペットボトル	市（直営・委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
容器包装プラスチック	市（委託）	市（委託）	資源化（選別）		
雑がみ	市（委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
枝・葉・草	市（委託）	市（委託）	資源化	—	—
筒型乾電池	市（直営・委託）	事業者（委託）	資源化	—	—
加熱式たばこ・電子たばこ、ライター	市（委託）	市（直営）	焼却	—	—
スプレー缶	市（直営・委託）	市（委託）	破砕・資源化	—	—
地域清掃ごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	破砕・焼却	市（直営・委託）	埋立

※ 委託は、収集業務委託・処理にかかる運転業務委託と処理業務委託をいう。

※ 焼却灰などの残さを処理する方法を除く。

※ スプレー缶には、カセットボンベを含む。

###### イ 事業系一般廃棄物

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者搬入	許可業者（一般廃棄物）	市（直営・委託）	破砕・資源化・焼却	市（直営・委託）	埋立
自己搬入	排出者	市（直営・委託）	破砕・資源化・焼却	市（直営・委託）	埋立

※ 委託は、処理にかかる運転業務委託と処理業務委託をいう。

###### ウ 動物の死体

道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体	収集・運搬主体	処理主体	処理方法
	市（委託）	市（直営）	焼却

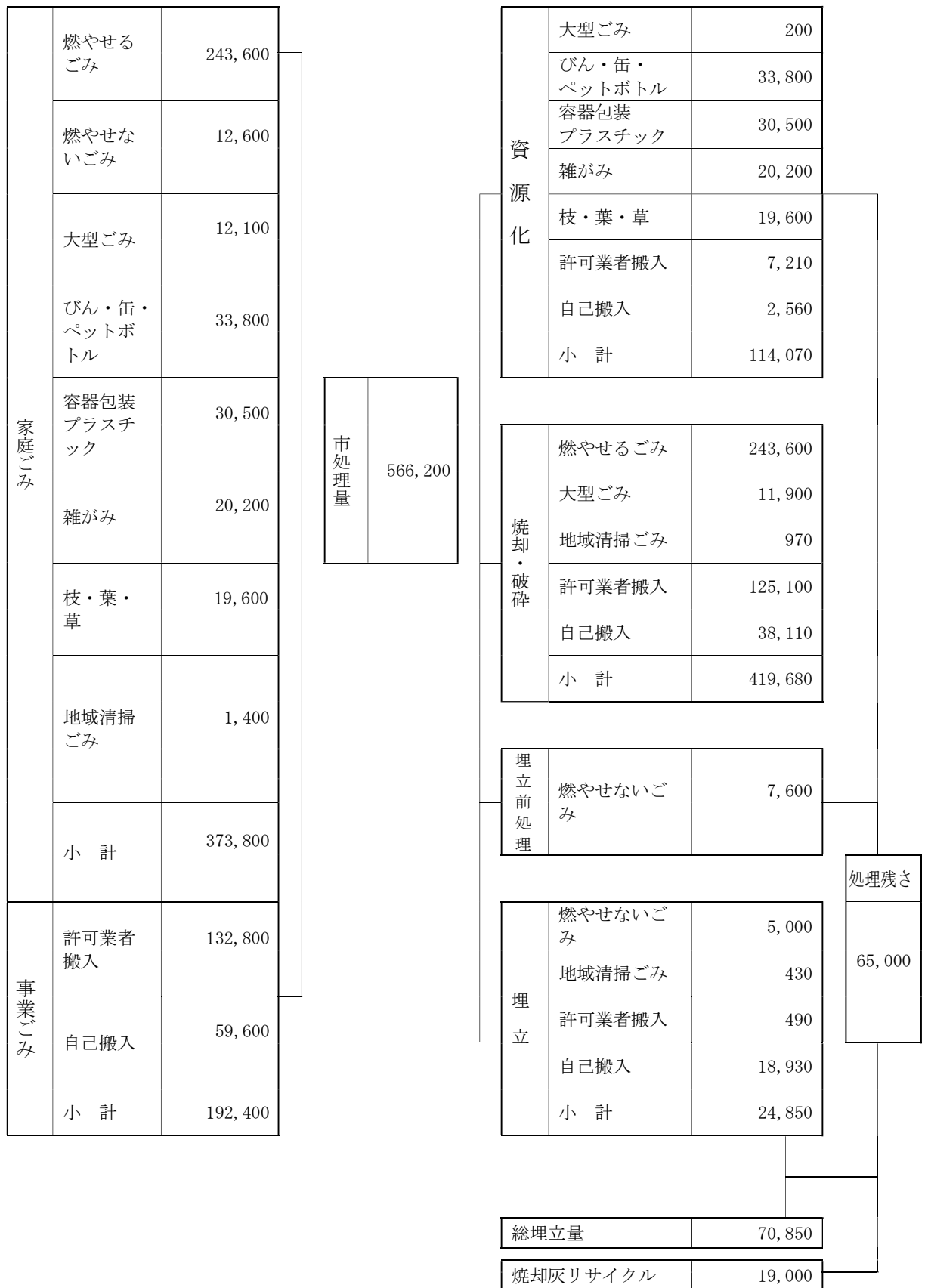
###### エ し尿・浄化槽汚泥等

種 類	収集・運搬主体（市外（石狩市及び当別町）からの受入は除く。）	処理主体	処理方法
し尿	市（委託）	市（委託）	下水道投入
浄化槽汚泥・水洗し尿	許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：株式会社公清企業）	市（委託）	下水道投入

※ 委託は、収集業務委託・処理にかかる運転業務委託をいう。

(2) 札幌市の処理計画量

(単位：t)



※表中、四捨五入のため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある。

## 5 処理施設の概要

### (1) 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
発寒清掃工場	西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	600 t/日	136,580 t	可燃残さ 14,300 t 含む
駒岡清掃工場	南区真駒内 602	600 t/日	120,400 t	可燃残さ 17,990 t 含む
白石清掃工場	白石区東米里 2170-1	900 t/日	183,630 t	可燃残さ 26,490 t 含む

### (2) 破砕処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
発寒破砕工場	西区発寒 15 条 14 丁目 2-30	150 t/日	16,580 t	
篠路破砕工場	北区篠路町福移 153	150 t/日	12,160 t	
駒岡破砕工場	南区真駒内 602	200 t/日	17,060 t	
株式会社マテック 発寒支店内工場	西区発寒 12 条 13 丁目 2	600~800 缶/時間	161.71 t	スプレー缶に限る (白石ブロック分)
株式会社イーアンドエム 本社工場内	西区発寒 16 条 14 丁目 6-1	60 缶/分	142.97 t	スプレー缶に限る (駒岡ブロック分)
株式会社イーアンドエム 本社工場内	西区発寒 16 条 14 丁目 6-1	60 缶/分	201.32 t	スプレー缶に限る (発寒ブロック分)

### (3) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
ごみ資源化工場(燃料工場)	北区篠路町福移 153	200 t/日	14,030 t	
中沼プラスチック選別 センター	東区中沼町 45-11	82.6 t/日	30,500 t	
中沼資源選別センター	東区中沼町 45-24	110 t/日	22,442 t	設置者：一般財団法人札幌市環境事業公社
駒岡資源選別センター	南区真駒内 129-30	77 t/日	11,358 t	設置者：一般財団法人札幌市環境事業公社
中沼雑がみ選別センター	東区中沼町 45-19	85 t/日	9,200 t	
札幌市製紙原料事業協同 組合 選別施設	市内各所 (10 か所)	45 t/日	11,475 t	雑がみ
枝・葉・草資源化ヤード	厚別区厚別町山本 1065 他 (山本処理場内)	—	18,100 t	面積 85,500 m <sup>2</sup>
株式会社ばんけいリサイ クルセンター「定山溪環生 舎」	南区定山溪 896-3 他	17.1 t/日	1,600 t	枝・葉・草
太平洋セメント株式会社 上磯工場	北斗市谷好 1 丁目	245 t/日 (7 時間)	19,000 t	焼却灰リサイクル
野村興産株式会社 イト ムカ鉱業所	北見市留辺蘂町富士見 217-1	160.24 t/ 日 (焙焼)	421 t	蛍光管、筒型乾電池、 水銀式体温計・血圧 計・温度計

### (4) 最終処分場

施設名	所在地	全体容量 (計画分)	残容量 (造成済)	処理計画量	備考
山本処理場	厚別区厚別町 山本 1065 他	7,732,000 t	661,680 t	31,520 t	処理残さ 26,400 t 含む
山口処理場	手稲区手稲山 口 364 他	3,037,000 t	319,840 t	39,330 t	処理残さ 19,600 t 含む

残容量(造成済)は令和4年度末見込み

### (5) し尿下水道投入施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
クリーンセンター	手稲区手稲山口 318	100 kL/日	25,790 kL	市外(石狩市及び当 別町)からの受入分 8,750 kL 含む

### 第3 許可業者が行う一般廃棄物の処理

#### 1 一般廃棄物の種類及び収集方法

種 類		収集方法
事業系一般 廃棄物	生ごみ	排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）へ収集を依頼する。
	伐採物・抜根等	排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または伐採物・抜根等限定許可業者等へ収集を依頼する。

#### 2 一般廃棄物の処理主体及び処理計画

##### (1) 処理主体及び処理方法

種 類	収集・運搬主体	中間処理	
		処理主体	処理方法
生ごみ	許可収集	許可業者	資源化
	自己搬入		
伐採物・抜根等	許可収集	許可業者	資源化
	自己搬入		

##### (2) 処理計画

(単位：t)

種 類	処理量	計	処理方法
生ごみ	許可業者	24,000	飼・肥料化など
	自己搬入		
伐採物・抜根等	許可業者	5,000	チップ化など
	自己搬入		

※生ごみの自己搬入には、札幌市経済観光局中央卸売市場内での飼料化を含む。

#### 3 処理施設（資源化）の概要

##### (1) 生ごみリサイクル施設

処理方法	飼・肥料化	飼料化
施設名	札幌バイオフードリサイクル株式会社 「札幌飼料化リサイクルセンター」	札幌市経済観光局中央卸売市場 「資源リサイクル施設」
所在地	東区中沼町 45-53	中央区北 12 条西 20 丁目 2-1
処理能力	68t/日	8.6t/日

処理方法	堆肥化		
施設名	株式会社ばんけいりサイクルセンター 「定山溪環生舎」	株式会社ばんけいりサイクルセンター 「環生舎」	ジャパンサイクル株式会社 「石狩資源循環モデルセンター」
所在地	南区定山溪 896-3 他	石狩市新港中央 2 丁目 757-11	石狩市新港南 2 丁目 715-2
処理能力	14.6t/日	27.4t/日	214 m <sup>3</sup> /日

##### (2) 伐採物（剪定枝）・抜根等リサイクル施設

処理方法	チップ化	堆肥化
施設名	ごみ資源化工場（チップ化施設）	株式会社ばんけいりサイクルセンター 「定山溪環生舎」
所在地	北区篠路町福移 153	南区定山溪 896-3 他
処理能力	120 t / 日	10t / 日

(4) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 39 条第 2 項の規定に基づき市が処分する産業廃棄物の種類及び量

札幌市告示第 1916 号

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、市が処分する産業廃棄物の種類及び量を次のとおり定める。

なお、平成 19 年 4 月 1 日告示第 450 号は、廃止する。

令和 3 年 4 月 1 日

札幌市長 秋元 克広

1 産業廃棄物の種類

(1) 次に掲げる産業廃棄物（市が処分する産業廃棄物は、市内から排出されたものに限る。）とする。ただし、このうち特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。

ア 燃え殻（熱灼減量 15%以下、含水率 80%以下のものに限る。）

イ 廃プラスチック類（一般廃棄物処理施設その他市長が定める施設から生じる処理後の残さ又はごみ資源化工場で生産するごみ固形燃料の原料に適したのものに限る。）

ウ 紙くず

エ 木くず

オ 繊維くず

カ ガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物のうち、廃石綿等であって、市内から排出されたものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。）第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ワ（1）に掲げる措置を講じたものに限る。

2 産業廃棄物の量

市長が量について指示したときは、その量以内とする。

## (5) 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

昭和60年6月17日

条例第17号

### (目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (浄化槽保守点検業の登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

### (登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次の事項を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所(規則で定める区域内の営業所をいう。以下次号及び次条において同じ。)の名称及び所在地
- (3) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

### (登録の拒否)

第4条 市長は、前条第1項の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、登録を拒否しなければならない。

- (1) 営業所を有していること。
- (2) 営業所ごとに浄化槽管理士が置かれていること。
- (3) 営業所ごとに規則で定める器具が備えられていること。
- (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法若しくは法に基づく処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 第9条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ウ 登録簿に登録されて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第9条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

エ 第9条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員である者

カ 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまで、キ又はクのいずれかに該当するもの

キ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者である者

### (登録の有効期間)

第5条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

### (更新の登録)

第6条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

2 前3条の規定は、更新の登録について準用する。

3 更新の登録の申請があつた場合において、その申請の際現に効力を有する登録の有効期間満了の日までにそ



の申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該登録の有効期間満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

- 4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録事項の変更及び廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業を廃止した場合等規則で定める事由に該当したときは、規則で定めるところにより、当該事由が発生した日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(浄化槽保守点検業者の責務)

第8条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者又は浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、第4条第1号から第3号までに定める要件を維持しなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に置く浄化槽管理士に対し、第5条に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、浄化槽保守点検業者は、規則で定める事項を守らなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録を受けたとき。
  - (2) 第4条第4号に掲げる者に該当することとなったとき。
  - (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録がその効力を失った場合は、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(報告の徴収、立入検査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第12条 第2条の規定により登録を受けようとする者又は第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業登録申請手数料 30,000円
  - (2) 浄化槽保守点検業更新登録申請手数料 25,000円
- 2 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、浄化槽清掃業許可申請手数料20,000円を納付しなければならない。
  - 3 既納の手数は、還付しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条又は第6条第1項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者
- (3) 第9条第1項の規定による命令に違反した者

第15条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- (2) 第11条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第11条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3月間は、第2条の登録を受けないで、その浄化槽保守点検業を営むことができる。
- 3 第12条第2項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用する。

(札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

- 4 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成4年条例第8号)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年条例第29号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第6号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者にあつては、改正後の第8条第4項の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。

## (6) 札幌市浄化槽に関する規則

昭和60年9月26日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)及び札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和60年条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 市長は、法第5条第1項の規定による届出(以下「浄化槽設置(変更)届」という。)を受理したときは、当該浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者(以下「浄化槽設置者等」という。)に、受理書(様式1)を交付する。

2 市長は、浄化槽設置(変更)届を審査し、その内容を相当と認めるときは、当該浄化槽設置者等に浄化槽設置(変更)届出書審査済通知書(様式2)を交付する。

第3条 削除

(使用開始報告書等)

第4条 法第10条の2第1項の報告書は、浄化槽使用開始報告書(様式4)とする。

2 法第10条の2第2項の報告書は、技術管理者変更報告書(様式5)とする。

3 法第10条の2第3項の報告書は、浄化槽管理者変更報告書(様式6)とする。

(書類の提出等の要求)

第5条 市長は、生活環境の保全又は公衆衛生上の観点から必要があると認めるときは、浄化槽設置者等又は浄化槽管理者に対し必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

第6条 削除

(浄化槽清掃業許可申請書等)

第7条 省令第10条第1項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(様式9)とする。

2 省令第10条第2項第3号の書類は、誓約書(様式10)とする。

3 省令第10条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 省令第11条第1号から第3号までに規定する器具の明細書(様式11)

(2) 経歴書(申請者が当該申請に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人であるときには、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人及びその役員)又は役員の経歴書を含む。第12条第2項第6号において同じ。)

(3) 前年度の本市の市税納税証明書(本市に営業所を有していない場合にあつては、本市を営業区域とする営業所の所在する市町村の市町村税納税証明書。第12条第2項第7号において同じ。)

(4) 営業所の付近見取図

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可を受けている者と汚泥の収集に関する契約を締結している場合には、当該契約書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(浄化槽清掃業許可証等の交付)

第8条 市長は、法第35条第4項の規定による通知は、浄化槽清掃業許可証(様式12)又は浄化槽清掃業不許可通知書(様式13)により行うものとする。

2 浄化槽清掃業許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(浄化槽清掃業許可証の再交付)

第9条 浄化槽清掃業者は、前条第1項の浄化槽清掃業許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式14)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第10条 法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届(様式15)に第8条第1項の浄化槽清掃業許可証を添付して行わなければならない。

(廃業等の届出)

第11条 法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃業等届(様式16)により行わなければならない。

- 2 前項の届出を行う場合には、第8条第1項の規定により交付を受けた浄化槽清掃業許可証を返納しなければならない。

(登録の申請)

第12条 条例第3条第1項(条例第6条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の申請書は、浄化槽保守点検業登録(更新登録)申請書(様式17)とする。

- 2 条例第3条第1項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が法人であるときには、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (2) 申請者が個人であるときには、その住民票の写し
  - (3) 営業所に置く浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
  - (4) 申請者(申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人であるときには、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人及びその役員)又は役員を含む。)が条例第4条第4号アからクまでのいずれにも該当しない旨を誓約した書類(様式18)
  - (5) 第16条に規定する器具の明細書(様式19)
  - (6) 経歴書
  - (7) 前年度の本市の市税納税証明書
  - (8) 現に連絡を取っている、又は今後連絡を取る予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
  - (9) 営業所の付近見取図
  - (10) 条例第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者にあつては、営業所に置く浄化槽管理士が条例第8条第4項の研修を修了したことを証明する書類の写し
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 市長は、条例第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者について、前項に定める添付書類の一部を省略させることができる。

(登録済証等)

第13条 市長は、条例第3条第2項(条例第6条第2項で準用する場合を含む。)の規定により登録をしたときは、当該登録申請者に浄化槽保守点検業者登録済証(様式20)を交付しなければならない。

- 2 市長は、条例第4条の規定により登録の拒否をしたときは、当該登録申請者に浄化槽保守点検業者登録拒否通知書(様式21)を交付しなければならない。

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第14条 条例第3条第2項の浄化槽保守点検業者登録簿は、浄化槽保守点検業者登録簿(様式22)とする。

- 2 条例第3条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 申請者が法人であるときには、その役員の氏名及び役職名

- 3 浄化槽保守点検業者登録簿は、環境局環境事業部に置く。

(営業所の設置区域)

第15条 条例第3条第2項第2号の規則で定める区域は、次の表に掲げる区域とする。

区域	札幌市、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町
----	----------------------------------

(器具)

第16条 条例第4条第3号の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 温度計
- (2) 透視度計
- (3) 水素イオン濃度指数測定器具
- (4) 残留塩素濃度測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具
- (6) 汚泥沈殿試験器具
- (7) スカム厚測定器具
- (8) 汚泥厚測定器具

- (9) 溶存酸素量測定器具
- (10) 水準器
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める器具

(変更の届出)

第17条 条例第7条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届(様式23)に第13条第1項の浄化槽保守点検業者登録済証を添付して行わなければならない。

(廃業等の届出)

第18条 条例第7条第2項の規則で定める事由は次の各号に掲げるとおりとし、同項の規定による届出は、当該各号に掲げる者が浄化槽保守点検業廃業等届(様式24)により行わなければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(浄化槽保守点検業者の責務)

第19条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、その者に浄化槽管理士であることを示す身分証明書(様式25)を携帯させなければならない。

(研修)

第20条 条例第8条第4項の浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 浄化槽に関する施策の動向に関すること。
- (2) 浄化槽の機能及び構造に関すること。
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関すること。
- (4) 地域における浄化槽の情報に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 前項の研修は、法第57条第1項の規定により北海道知事が指定する者その他市長が適当と認める者が行う研修を受けさせることにより実施するものとする。

第21条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、札幌市浄化槽保守点検業者登録票(様式26)を掲げなければならない。

第22条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに保守点検に関し次の事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 保守点検年月日
- (2) 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所
- (3) 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

2 前項に定める帳簿には、毎月末までに前月中における記載事項について、記載を終了していなければならない。

3 第1項の帳簿の保存は、次によるものとする。

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後3年間営業所ごとに保存すること。

(報告)

第23条 浄化槽保守点検業者は、毎年3月31日までに、前年中の1年間における浄化槽の保守点検に関し、浄化槽保守点検実績報告書(様式27)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第24条 条例第11条第3項の証明書は、立入検査員証(様式28)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

(札幌市事務分掌規則の一部改正)

2 札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)の一部改正〔省略〕

(札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正)

3 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第61号)の一部改正〔省略〕

(札幌市排水設備工事業者の登録等に関する規則の一部改正)

4 札幌市排水設備工事業者の登録等に関する規則(昭和47年規則第115号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成7年規則第14号)～附 則(平成17年規則第24号)省略

附 則(平成17年規則第35号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第16号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第3号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者にあつては、改正後の第12条第2項第10号の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。

## (7) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例

平成16年12月14日  
条例第44号

### (目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (4) 土地所有者等 本市の区域内において、土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (7) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 事業者のうち、たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売する者は、その販売する場所にたばこの吸い殻及び空き缶等を収納するための回収容器等を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

- 2 市民は、その居住する地域における活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

### (土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

### (たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

### (公共の場所における喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所において、歩行中(自転車乗車中を含む。以下同じ。)であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第9条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第10条 飼い犬を連れてくる者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(美化推進重点区域の指定)

第11条 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かななければならない。

3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(喫煙制限区域の指定)

第12条 市長は、重点区域において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

(喫煙制限区域内における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

(美化推進計画)

第14条 市長は、第11条の規定により重点区域を指定したときは、重点区域ごとに美化推進計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により美化推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該計画を策定する重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かななければならない。

3 美化推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 美しいまちづくりの推進に係る事業者、市民等及び土地所有者等の啓発に関する事項

(2) たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止するための施策に関する事項

(3) 事業者、市民等若しくは土地所有者等又はこれらの者で組織する団体が、自発的に行う美しいまちづくりを推進する活動の支援に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、美しいまちづくりの推進に関して必要な事項

4 市長は、美化推進計画を策定したときは、その旨を公表するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、美化推進計画を変更することができる。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。

(美しいまちづくり月間)

第15条 本市における雪解け時のたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱にかんがみ、事業者、市民等及び土地所有者等の間に広く、美しいまちづくりの推進についての理解と関心を深め、積極的に自主的な活動を行う意欲を高めるため、美しいまちづくり月間を設ける。

2 美しいまちづくり月間は、毎年4月とする。

3 市は、美しいまちづくり月間にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(関係機関への要請)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止について、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者
- (2) 第13条の規定に違反した者

第19条 第7条又は第10条の規定に違反した者(前条第1号に該当する者を除く。)は、2万円以下の過料に処する。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成17年規則第43号で平成17年8月1日から施行。ただし、第18条及び第19条の規定は、同年10月1日から施行)

## (8) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則

平成17年7月21日  
規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(平成16年条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美化推進重点区域標識等の設置)

第2条 市長は、条例第11条第1項の規定により美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)を指定したときは、当該重点区域内に美化推進重点区域標識及び美化推進重点区域図を設置するものとする。

(重点区域の指定等の告示)

第3条 条例第11条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。第5条において同じ。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 重点区域の名称
- (2) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(喫煙制限区域標識等の設置)

第4条 市長は、条例第12条第1項の規定により喫煙制限区域を指定したときは、当該区域内に喫煙制限区域標識及び喫煙制限区域図を設置するものとする。

(喫煙制限区域の指定等の告示)

第5条 条例第12条第2項において準用する条例第11条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 喫煙制限区域の名称
- (2) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(散乱等防止指導員)

第6条 たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境局環境事業部に散乱等防止指導員(以下「指導員」という。)を置く。

- 2 指導員は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。
- 3 指導員は、第1項の職務に従事する者の証として、札幌市散乱等防止指導員証(様式1)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第7条 市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ告知書(様式2)により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書(様式3)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。
- 3 市長は、第1項の処分をするときは、その名あて人に過料処分決定通知書(様式4)を交付するものとする。

(適用上の注意)

第8条 条例及びこの規則の適用に当たっては、本市域内における表現の自由その他基本的人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

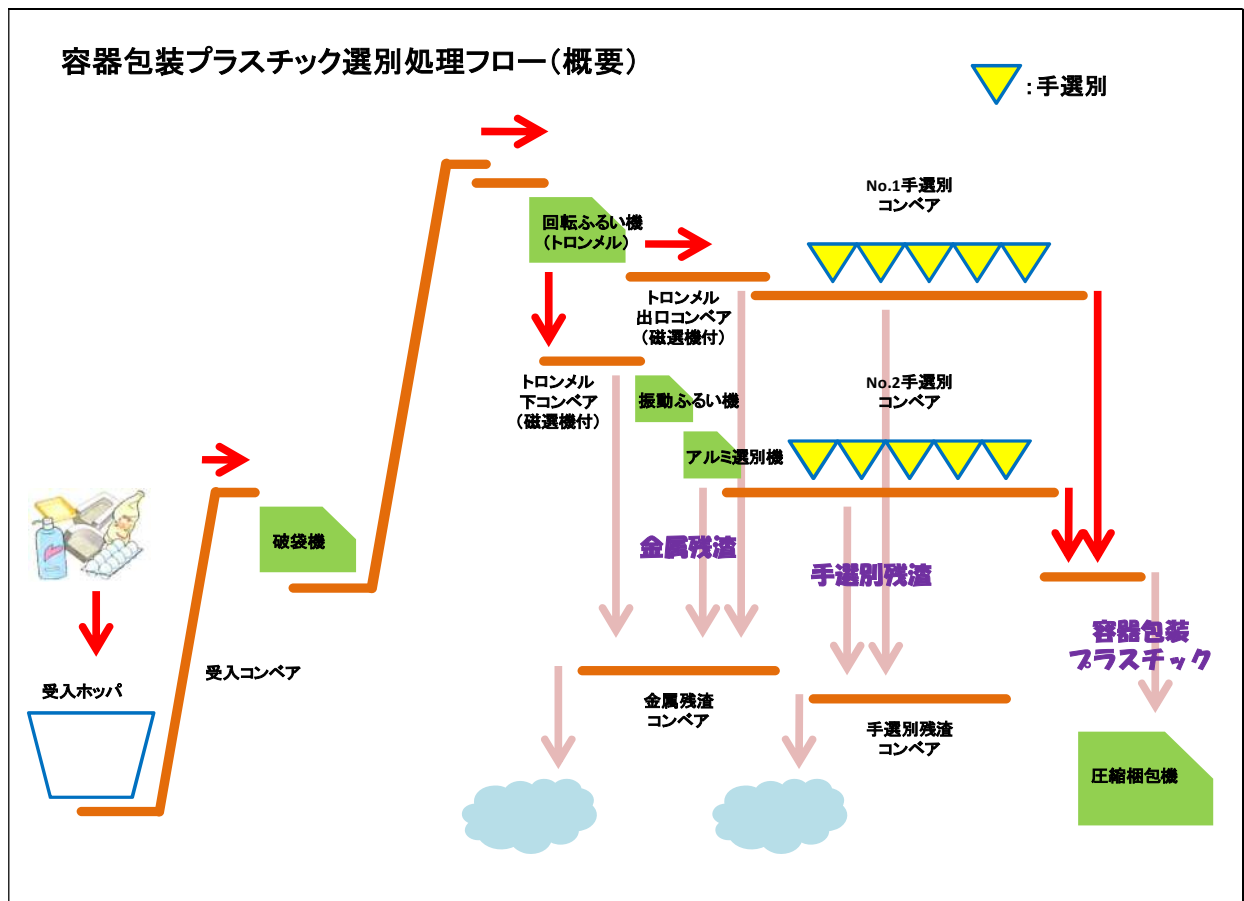
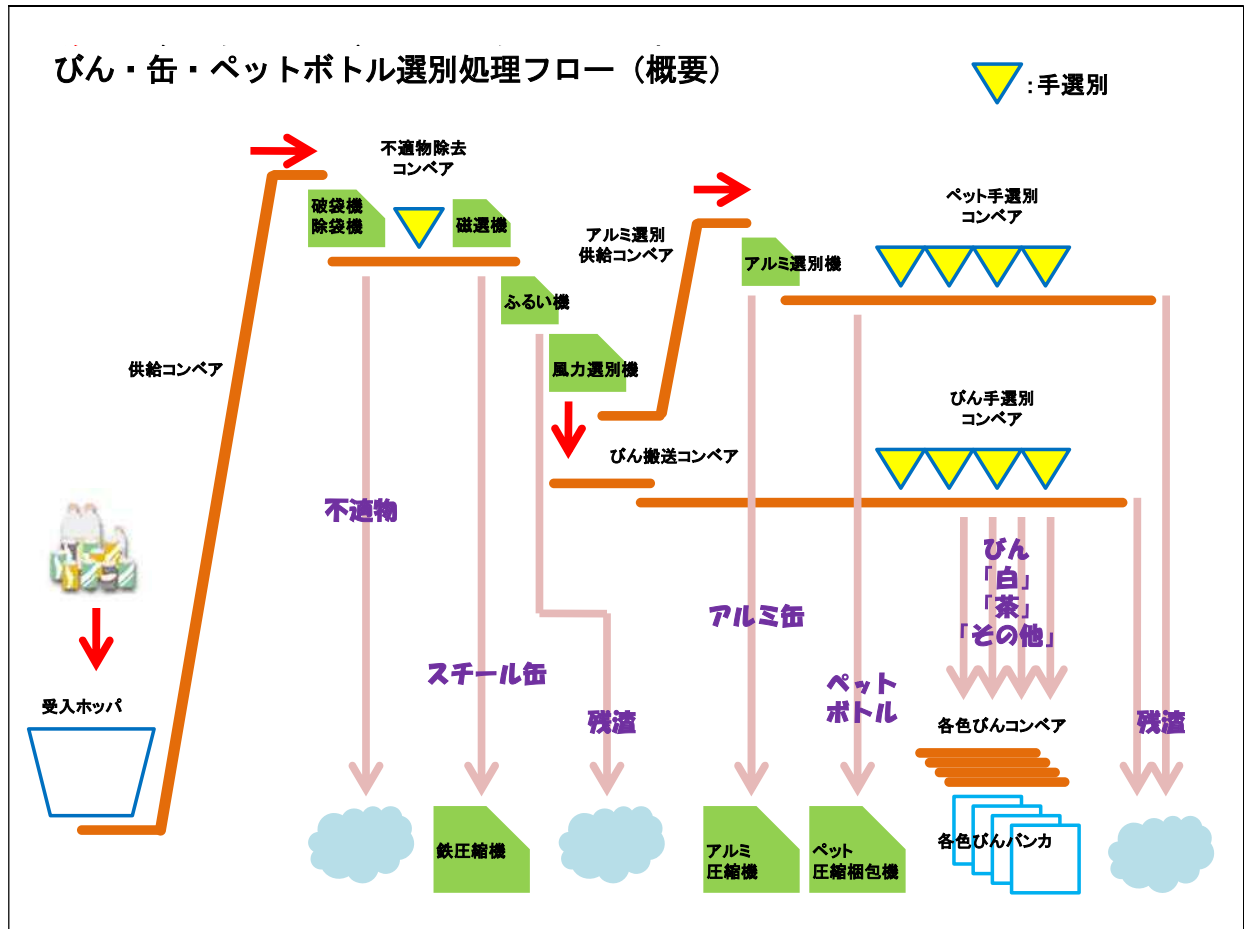
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第7条、次項から附則第4項まで及び様式2から様

式4までの規定は、同年10月1日から施行する。

- 2 札幌市公印規則(昭和31年規則第3号)の一部改正〔省略〕
- 3 札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)の一部改正〔省略〕
- 4 札幌市会計規則の特例に関する規則(昭和29年規則第45号)の一部改正〔省略〕

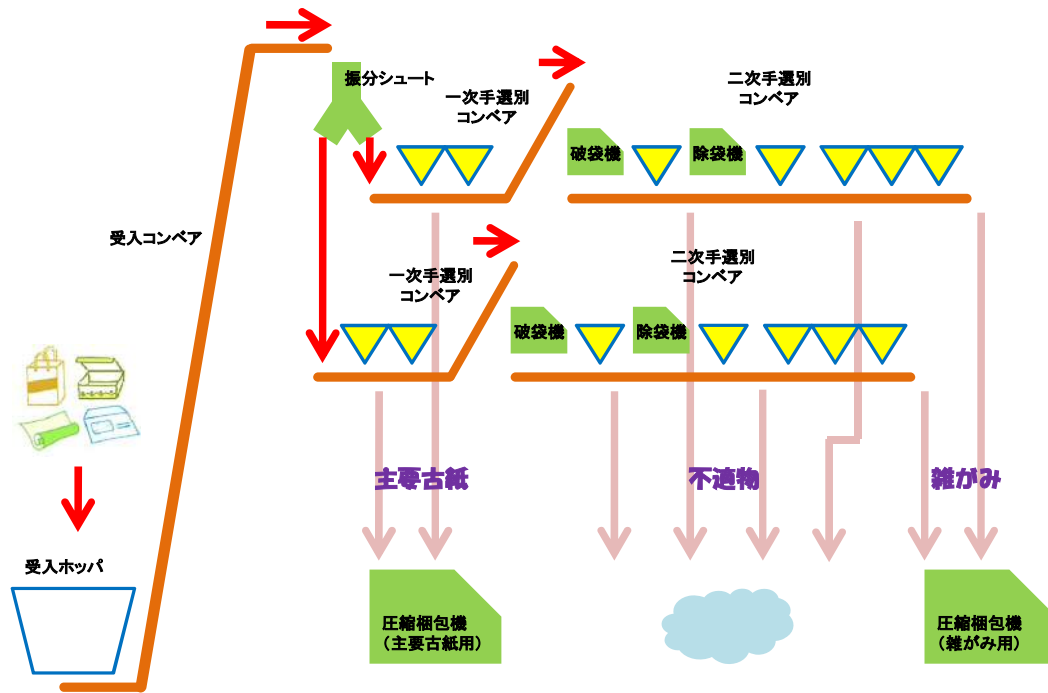
## 2 資源ごみ選別処理フロー



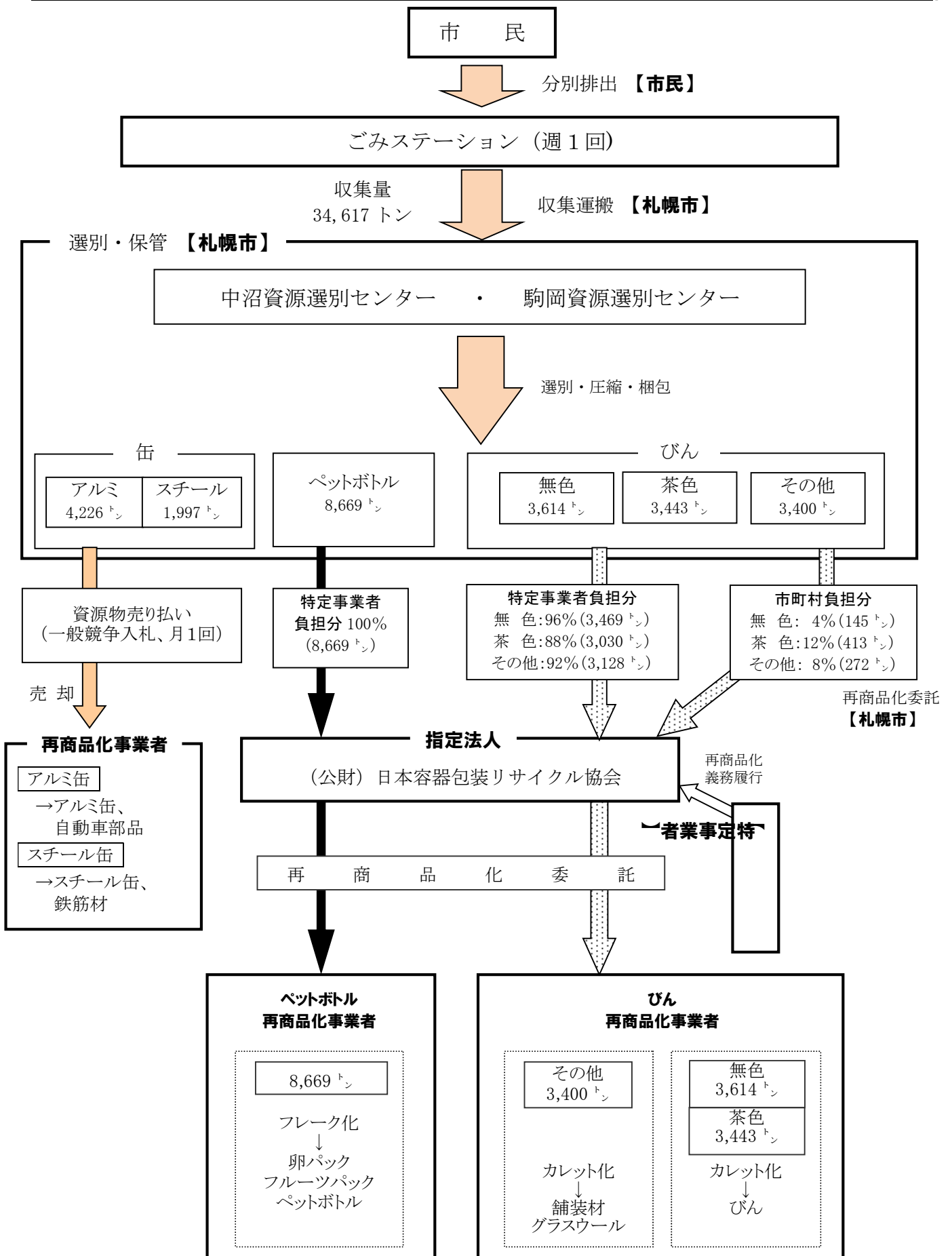
# 雑がみ選別処理フロー(概要)

※中沼雑がみ選別センターの例

▼:手選別

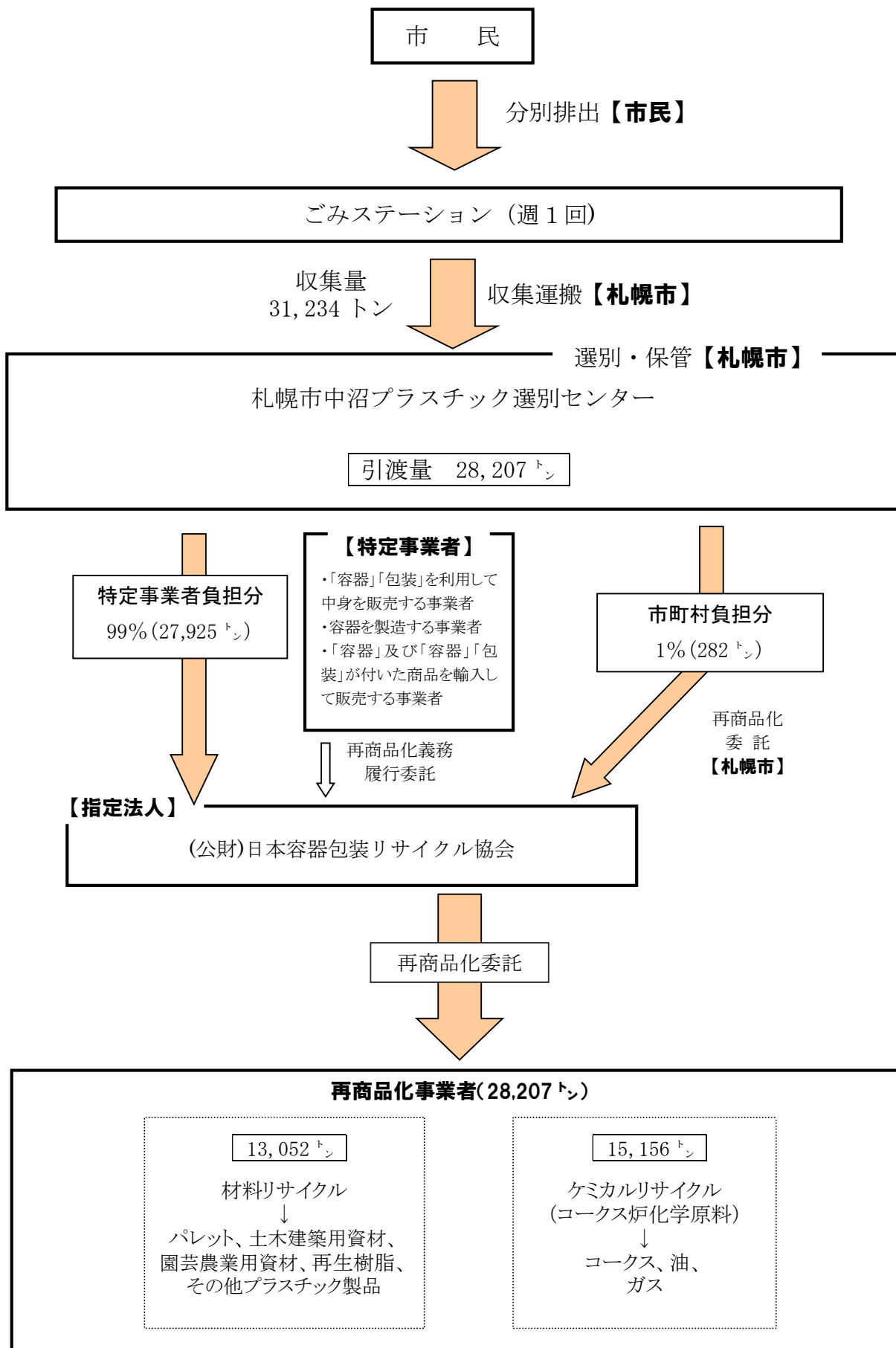


# 令和4年度 びん・缶・ペットボトル 再商品化フロー



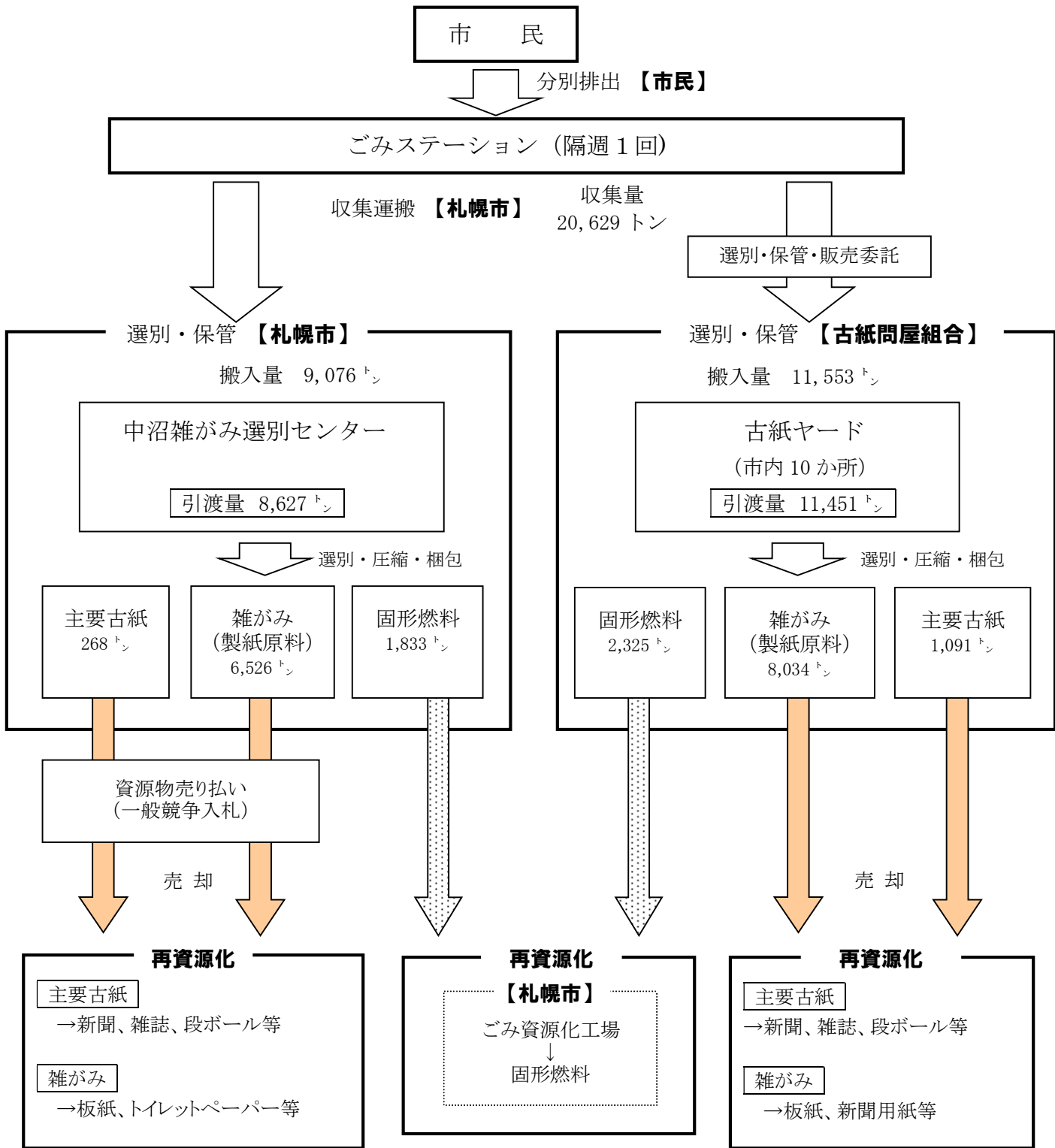
(注) 1 トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

# 令和4年度 プラスチック製容器包装 再商品化フロー



(注) 1 トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

# 令和4年度 雑がみ再資源化フロー



(注) 1 トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。



### 3 家庭ごみ処理手数料約 33 億円の使いみち（令和 4 年度決算）

項 目	
約22億円	<p>● <b>新たな分別収集の開始と市民の取組の支援</b></p> <p>（うち約17.2億円）</p> <p>新たな収集・処理体制を構築するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「雑がみ」の分別収集と資源化</li> <li>・ 「枝・葉・草」の分別収集と資源化</li> <li>・ 焼却灰リサイクルの実施</li> <li>・ 小型家電リサイクルの促進</li> </ul> <p>（うち約4.5億円）</p> <p>家庭ごみの分別が進むことにより増加する収集・選別のための経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「びん・缶・ペットボトル」の収集と資源化</li> <li>・ 「容器包装プラスチック」の収集と資源化</li> </ul>
約3億円	<p>● <b>家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</b></p> <p>集団資源回収奨励金</p> <p>電動生ごみ処理機などの購入費助成</p> <p>食品ロスの削減、使い捨てプラスチックの使用削減等の促進</p> <p>地区リサイクルセンターの運営管理</p> <p>蛍光管拠点回収・リサイクルの促進</p>
約2億円	<p>● <b>ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</b></p> <p>さっぽろごみパト隊による監視パトロール、排出指導の実施</p> <p>ごみステーション管理器材購入費・箱型ごみステーション設置費の助成</p> <p>ごみステーション数の増加に伴う収集経費の増加</p>
約1億円	<p>● <b>普及啓発・環境教育のための経費</b></p> <p>家庭ごみ収集日カレンダー及びごみ分けガイドの作成・配布</p> <p>リサイクルプラザ宮の沢の運営管理</p> <p>リユースプラザ等の運営管理</p> <p>各種啓発冊子の配布、啓発イベントの開催</p>
約6億円	<p>● <b>家庭ごみ有料化を実施するための経費</b></p> <p>指定ごみ袋の製造・保管、収納管理経費</p>

## 4 手数料の改定経過表

### (1) 昭和47年4月以前

(表中、表記のない金額の単位は円)

改定年度	清掃手数料						備考	改定年度	くみ取手数料(270)				備考
	等級	点数	A 3日以内 収集	B 5日以内 収集	C 7日以内 収集				A 定期巡回 地区	B 申込地区	C 農協地区		
25	1	250~299	6,700	5,500	4,200	1 世帯 年額	17	15銭	13銭	10銭	全市一律		
	2	200~249	5,600	4,600	3,500		22	5					
	3	150~199	4,300	3,500	2,700		24	10	7	4			
	4	100~149	3,100	2,500	1,900		25	1人年額 200円	12	7			
	5	70~99	2,210	1,810	1,390		27	17					
	6	50~69	1,580	1,290	990		30	18					
	7	35~49	1,130	920	710		33	20					
	8	25~34	810	660	510			旧市内	旧豊平町	旧手稲町			
	9	15~24	540	440	340		36	20	18	36年5月 豊平町と合併			
	10	1~14	320	260	200		37	30	18				
27	1	250~299	8,000	6,600	5,500	200	38	30	20				
	2	200~249	6,700	5,500	4,200		39	30	22				
	3	150~199	5,200	4,200	3,200		40	30	24				
	4	100~149	3,700	3,000	2,280		41	30	27				
	5	70~99	2,660	2,180	1,660		42	30	27		30	42年3月 手稲町と合併	
	6	50~69	1,900	1,540	1,180		43	30			全市一律		
	7	35~49	1,360	1,110	860								
	8	25~34	980	800	620								
	9	15~24	640	520	400								
	10	1~14	380	320	240								
37	一部従量制			10									
38.10	全市従量制			10									
41.4	全市従量制			8									
47.4	一般家庭ごみ手数料 事業ごみ手数料			無料 15									

(2) 昭和47年4月以降

(表中、表記のない金額の単位は円)

区分	清掃手数料						産業廃棄物処理費用				
	清掃手数料		くみ取 手数料	汚泥処分 手数料	焼却手数料		埋立 手数料	清掃工場 で処分	資源化工場 で処分	埋立処理場 で処分	
	家庭ごみ (燃やせるごみ) (燃やせないごみ)	事業ごみ			清掃工場 に搬入	資源化工場 に搬入					
単位 改定年月	指定袋の容量 50・100・200・400	200	270	270	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg	※10Kg	
S47.4	無料	※左表参照 15	※左表参照								
S49.5		20									
S51.4			45	15							
S52.10		25			100		100	100		100	
S55.4		35	70	25	150		150	150		150	
S59.4		40	90	30	200		200	200		200	
S63.4		45	110	35	300		300	300		300	
H2.4						300					
H4.4		55 (13)				450	450	450	450		450
H6.6		70 (17)	130	40		700	450	700	700	450	700
H8.4						900	600	900	900	600	900
H10.4		80 (20)	150	50							
H12.4			180	60		90	60	90	90	60	90
H13.1		90 (22)				110	70	110	110	70	110
H17.4											
H17.10									130	90	
H18.10									130.4		
H19.4		100 (23)	210	70		130	90	140	130.9	90.1	140
H20.4									131.3	90.2	
H21.1											
H21.7	120 (28)	240 仮設 350	80		170	110	170	171.3	110.2	170	
H24.4											
H25.1		280 仮設 430	100								
H28.4	50 10円 100 20円 200 40円 400 80円	130 (30)	320 仮設 530	120							
R2.4					200	130	200	201.3	130.2	200	
R3.1			350 仮設 650	130					130.1		

※ 清掃手数料の ( ) 内の金額は、1kgあたりの金額である。

※ 大型ごみの清掃手数料(平成10年1月～)は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則で定める額。

※ 平成10年4月以前の単位は、100kgである。

## 5 札幌市清掃事業年表

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
明治34	・汚物掃除法の制定(明治33年)にともない札幌区汚物掃除規程を制定、ごみの運搬処理は市の業務とした		
大10	・札幌区汚物掃除規則を制定		T11. 8. 1 市制施行
昭5		・汚物掃除法が改正され、し尿の自由汲取禁止	T12 衛生課新設
6		・札幌清掃合資会社が設立し、市の指定業者として市内の汲取を一手に実施	
8		・札幌清掃株式会社設立 (札幌清掃合資会社を吸収)	
10	・札幌市じん芥焼却場建設。 (三機式3連4基12炉、40t/日)		S12 厚生課となる S15 清掃係新設
16	・じん芥処理場を設置	・札幌清掃株式会社倒産、施設資材一切を買収して市営のし尿処理となった	円山町と合併 清掃係が清掃課に昇格
17		・札幌市し尿処理手数料条例制定	S19 清掃課廃止
21	・札幌市じん芥灰処理手数料条例制定		S20 衛生課新設 S21 清掃課となる
22	・高田富与氏が初代公選市長となり、重点的3大市制施策の一つとして清掃事業をあげ、臨時清掃専門委員会規則を制定した ・従来汚物の収集は馬車にゆだねられていたが、8台のトラックを購入し機動化を図った		地方自治法施行
24	・モデル衛生地区(現在の大通東部地域)を指定し清掃の効果的な運営をみた		札幌市創建80年 自治制施行50年 厚生部清掃課 (3係となる)
		・水洗公衆便所を初めて設置(大通西3)	
25	・札幌市清掃条例を全国に先がけて制定し汚物の範囲、市民の義務を明らかにした		札幌村の一部を編入 白石村と合併
25	・(じん芥処理手数料条例の廃止) ・市設共同ごみ箱を設けて使用料を徴収	(し尿処理手数料条例の廃止)	
26	・機動力、自転車10台、馬車76台になる	・機動力、自転車7台、馬車58台になる ・巡回汲取制が行われた	徴収係を新設
27	・衛生協力が各地区に誕生した ・ごみの中継作業をトレーラーで行った ・じん芥業者を許可制とした(168件) ・市設共同ごみ箱を大通モデル地区に30個設置した	・真空式吸上ポンプ車3台を初めて購入した ・巡回汲取制をやめ、申込汲取制に改めた ・汲取手数料全域一律1桶17円に改めた	4月を清掃美化月間と定めた。

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・じん芥ダンプ車（3台）街路洗浄車を購入</li> <li>・市設共同ごみ箱 782 個を増設し、イージャーローダー付ダンプ車、クレーン付ダンプ車を試作</li> <li>・市関係馬車 250 頭に受糞器を取り付けた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿汲取後の薬剤散布を実施</li> <li>・北光し尿処理場着工（11月）</li> </ul>	環境衛生課となり施設係を新設
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃法の施行に伴い清掃条例を全文改正し特別清掃地域の設定を行うとともに馬の受糞器取付を義務づけた</li> <li>・移動式花壇を考案した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リール付し尿タンク車を試作購入</li> <li>・移動式公衆便所を作り好評を博した</li> <li>・し尿の賦課にカナタイプを採用した</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バケット式ダンプ車を試作購入</li> <li>・ごみ処理区域を拡張（総計 53,187 世帯）</li> </ul>		
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別清掃地域を拡張し、作業世帯 58,325 世帯となる</li> <li>・大掃除の指導を清掃事業の一環として確立した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北光処理場（1日 90k1）、道内で初めて完成</li> </ul>	琴似町、札幌村、篠路村と合併消化槽係を新設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内中央部の共同ごみ箱を周辺地区に移動し中央部はごみの持ち寄り収集とした</li> </ul>		
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃部となり、管理課（4係）、作業課（2係）の2課制となった</li> <li>・特別清掃地域を拡張し作業対象世帯 69,913 世帯となる</li> <li>・煤煙防止対策委員会が発足し基礎的な調査に着手した</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散水車を購入し散水を当部の事業とした</li> </ul>		
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回降下煤じん量垂直分布を航空機にて行った</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路清掃用モータースイーパーが考案された</li> </ul>		
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両整備工場が完成した</li> <li>・臨時作業員が準雇用に昇格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来西処理場（1日 252k1）建設に着手（9月）</li> </ul>	
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月を清掃強化月間と呼称し、清掃事業の積極的なPRを住民に行った（以後毎年）</li> <li>・第1回清掃記念日職員研修会を挙行</li> </ul>		
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理課に測定係を新設</li> <li>・特別清掃地域が拡張され、作業対象は 78,499 世帯となった</li> <li>・清掃思想啓蒙のため、作詞を一般公募の上、清掃の歌を制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汲取票を3連式申込書として汲取業務の適正化が実施された</li> </ul>	人口 50 万突破、札幌市重要事業 10 年計画実施に着手
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの焼却代が 1 t 115 円に、ごみの売却代が 1 t 20 円に改められた</li> </ul>		
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設課を新設</li> <li>・管理課に煤煙防止係を新設</li> <li>・南清掃事務所が完成</li> <li>・局制がしかれ厚生局清掃部となる（庶務課 3 係、施設課 7 係、作業課 4 係）煤煙防止係は厚生局衛生部へ移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来西処理場（1日 252k1）が完成し、約 5 割の衛生的処理となった（8月）</li> <li>・中沼化学処理場着工（11月）</li> </ul>	豊平町と合併、人口 60 万を超え、市域 1,008 km <sup>2</sup> となる
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料の合理化、ごみ箱の撤去等からごみの従量制が提案され大通東部地域外 4 地区をモデル地区としてテスト作業実施</li> <li>・天蓋付ダンプ車を考案し 2 台購入</li> </ul>		

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧豊平町清掃事業が市民部より移管された</li> <li>37年度清掃事業車両新車37台が購入された</li> <li>清掃部全職員により清掃部互助会が設立された</li> <li>北清掃事務所及び月寒作業係詰所が完成</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集地域を拡張(11,869世帯)</li> <li>清掃条例を一部改正しごみの従量制実施(4月より全市の4割、10月より更に2割)</li> <li>札幌じん芥処理券規則及び札幌じん芥処理券事務取扱規程を制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿白書札幌におけるし尿処理の実態を公表</li> <li>雁来西処理場増設工事着工</li> <li>汲取手数料徴収制度研究委員会発足</li> </ul>	
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>38年度清掃事業用車両26台増車により、総車両141台となった</li> <li>公務改善意見に関する内規が制定され、職員のアイデアを広く採用することとなった</li> </ul>		新産業都市決定 札幌市民憲章制定 道路緊急整備3か年計画発足
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの従量制が4月から収集地域の9割に、10月には全域(累計115,016世帯)に実施された</li> <li>全じん芥車にオルゴールを取付け、収集作業の合理化を図った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の汚物汲取手数料及び汲取時間指定にともなう汲取手数料を規程(清掃条例一部改正)</li> <li>中沼化学処理場竣工、試験操業に入った(10月)</li> </ul>	
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>「清掃部職員のしおり」を作成し、全職員に配布した(5月)</li> </ul>		新産業都市の指定を受けた
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路清掃事務所が竣工した</li> <li>ごみ収集地域を拡張(37,500世帯)</li> <li>冬期燃えがら無料及び手数料半額とする試験地域を定め実施した</li> <li>冬季ごみ収集方法変更試験地区としてA地区(燃えがら無料)及びB地区(5円)を設けテスト作業を実施した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中沼化学処理場着工(4月)</li> <li>雁来西処理場竣工(8月)</li> <li>小林厚生大臣が中沼化学処理場を見学(6月6日)</li> </ul>	
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>西清掃事務所竣工(5月8日)</li> <li>清掃の歌「街をきれいに」のソノシート3千枚を作成し幼稚園、保育所、小・中学校、道内外市に贈呈した</li> <li>16ミリPR映画「札幌市の清掃」(夏の部)を作成した</li> </ul>		札幌市建設6年計画に着手
		<ul style="list-style-type: none"> <li>雁来東処理場着工(5月)</li> <li>手稲処理場着工(5月)</li> <li>中沼化学処理場増設工事着工(10月)</li> <li>中沼化学処理場竣工(12月)</li> </ul>	
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>16ミリPR映画「札幌市の清掃」(冬の部)を作成した</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>手稲処理場竣工(11月)</li> <li>雁来東処理場完成(12月)</li> <li>中沼化学処理場増設完成(12月)</li> </ul>	
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>手稲町合併(作業対象7,581世帯)(3月1日)</li> <li>特別清掃地域を拡張し、作業対象は232,900世帯となった</li> </ul>		手稲町と合併、市域1,117.98km <sup>2</sup> となる
		<ul style="list-style-type: none"> <li>汲取手数料の収納事務全市委託実施(4月1日)</li> </ul>	
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生局が衛生局と民生局に別れ、衛生局清掃部となった(5月1日)</li> <li>東清掃事務所新設(5月1日)</li> </ul>		札幌市創建100年記念式典
	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧手稲町地域のじん芥収集作業を直営とする(5月1日)</li> <li>一般家庭ごみの排出実態調査依頼開始(毎月80世帯)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧豊平町地域の汲取を直営作業とする(5月1日)</li> <li>雁来西処理場の投入槽を廃止し、予備貯留層(2,100kl/日)を新設し、投入口を一元化</li> <li>傾斜地用計量器付バキューム庫を開発</li> </ul>	

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集方法の諸テストを実施</li> <li>・立会不要の紙袋併用方式 (南円山地区他8地区5,111世帯)</li> <li>・紙袋代8円補助の紙袋専用方式 (下野幌他1地区989世帯)</li> <li>・立会不要のステーション方式 (白石南郷ほか3地区1,346世帯)</li> <li>・発寒清掃工場建設に着手(10月)3か年継続事業</li> </ul>		
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「清掃部職員のしおり」新版作成(清掃部全職員に配布)</li> <li>・ごみ収集地域を拡張(67km<sup>2</sup>、24,785世帯)</li> <li>・立会不要収集方式(ステーション方式)の採用開始</li> <li>5月 対象人口 115,400人</li> <li>11月 " 280,301人</li> <li>・ごみ総排出量調査を実施(6月より)</li> <li>・大型ごみのテスト収集を実施(8月～10月) (14地区64,600世帯)</li> <li>・産業廃棄物の実態調査を実施(7月～10月)</li> <li>製造業2,092事業所を対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌冬季オリンピック用に水洗式大型公衆便所を万国博覧会より購入</li> </ul>	
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立会不要(ステーション収集)方式拡</li> <li>4月 対象人口 708,554人</li> <li>8月 " 976,100人 (100%)</li> <li>・収集回数を最低2回以上に引上げ(8月)</li> <li>・収集地域を拡張(35,084人増)(8月)</li> <li>・春秋の大掃除期間中に大型ごみの収集を実施(年2回)</li> <li>・発寒清掃工場竣工(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日より旧手稲町の汲取り作業を直営とする。</li> </ul>	<p>政令指定都市の指定を受けた。 市役所新庁舎落成 地下鉄南北線開通 地下商店街開業</p>
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、及び同施行規則制定(札幌市清掃条例及び同施行規則全部改正)</li> <li>・指定都市昇格による区制施行に伴い、環境局清掃部となり、南清掃事務所を「中央南」、東清掃事務所を「白石」に改称、豊平清掃事務所を新設</li> </ul>		<p>札幌オリンピック冬季大会開催 政令指定都市施行</p>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭ごみ処理手数料無料化(4月)</li> <li>・厚別清掃工場建設に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽汚泥くみ取り作業を市直営から許可制とする</li> </ul>	<p>小樽市の一部を編入市域1,118.01km<sup>2</sup>となる。</p>
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の一部改革により、中央南清掃事務所を「中央」に(中央区担当)、清掃車両事務所を車両管理事務所に改称。施設課施設係を施設管理事務所に昇格。施設課に試験調査係を新設</li> <li>・厚別清掃工場竣工(8月)</li> <li>・分別収集開始(毎月1回)</li> <li>・PR用オートスライド「きれいなまちに」を製作した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手稲処理場休止(10月)</li> </ul>	

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物に係る行政指導強化のため、従来の指導係を「廃棄物指導係」と「浄化槽指導係」に分割、人員を増強した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北光処理場閉鎖（3月）</li> </ul>	札幌市新5か年計画策定に着手（7月）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集を月2回に上げた</li> </ul>		
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物指導課を新設し、試験調査係を移設（4月）</li> <li>・清掃部資料室を開設（4月）</li> <li>・北清掃事務所を分割して屯田に北清掃事務所、丘珠に東清掃事務所を新設した（10月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥処理手数料を徴収することとした（4月）</li> </ul>	地下鉄東西線開通 札幌市長期総合計画策定
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用を徴収することとした（10月）</li> <li>・作業管理課に普及主査を新設</li> <li>・ごみ減量運動を展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来清掃センター（くみ取センター）の開設（10月）</li> <li>・作業二係の廃止（10月）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両管理事務所を東区丘珠町に移転改築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白石ポンプ場廃止（3月）</li> </ul>	
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理事務所に施設係、処分地係を新設</li> <li>・篠路清掃工場建設に着手</li> <li>・道路清掃事務所東区東苗穂町に移転（11月）</li> <li>・映画「資源回収をみんなの手で」を製作</li> <li>・モエレ処理場開設（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手稲処理場廃止（8月）</li> </ul>	札幌市創建110年記念式典
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及主査を廃し普及係を新設</li> </ul>		
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・篠路清掃工場竣工（12月粗大ごみ破碎工場併設）</li> <li>・篠路清掃工場機構発足（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿収集の全面委託化実施（4月）</li> <li>・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター一係とする</li> </ul>	札幌市新5年計画事業決定（2月）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務係、経理係を整理して労務係、事務係が発足</li> <li>・映画「街さわやかーきれいなごみステーションへー」を制作</li> </ul>		
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南区真駒内に駒岡清掃工場と南清掃事務所の建設に着手</li> <li>・産業廃棄物指導課の浄化槽係を指導一係、指導係を指導二係に機構改革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来西処理場受入停止（12月）</li> </ul>	
57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理事務所にモエレ処理場長を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雁来西処理場廃止（10月）</li> </ul>	
58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課事務係を業務課庶務係に名称変更（6月）</li> <li>・施設課に技術主幹新設（6月）</li> <li>・白川処理場受入停止（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中沼北処理場廃止（10月）</li> </ul>	
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山本処理場開設（5月）</li> <li>・駒岡清掃工場併設破碎工場建設着手（10月）</li> <li>・中央清掃事務所改築（12月）</li> <li>・西清掃事務所移築（12月）</li> </ul>		札幌市第3次5年計画事業決定（2月）



年度	ごみ関係	し尿関係	その他
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例、及び札幌市浄化槽に関する規則制定</li> <li>南清掃事務所、駒岡清掃工場の新設等、部内機構改革を実施した（7月、10月）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2山口処理場開設（5月）</li> <li>篠路ごみ貯留施設建設着手（6月）</li> <li>業務課が庶務課になり、企画指導係が新設された（7月）</li> <li>作業管理課が業務課になった（7月）</li> <li>駒岡清掃工場竣工（11月）</li> <li>駒岡粗大ごみ破碎工場竣工（2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雁来東処理場受入停止（11月）</li> <li>雁来東処理場廃止（3月）</li> </ul>	
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設課技術主幹の廃止（4月）</li> <li>篠路ごみサイロ竣工（6月）</li> <li>映画「クリーン作戦—ごみとのちえくらべー」制作（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中沼北処理場と中沼化学処理場を整備統合し中沼処理場とした（4月）</li> </ul>	
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路清掃業務を建設局へ移管（4月）</li> <li>道路清掃事務所を施設清掃事務所に、施設管理事務所を処理場管理事務所に名称変更し、併せて処理場管理事務所に山口処理場長を新設（6月）</li> <li>資源回収実施優良団体表彰制度発足（9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃センター廃止（6月）</li> <li>処理場主幹を廃止し、併せて中沼処理場を処理場管理事務所所管とした（10月）</li> </ul>	
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>不用品情報コーナー設置（4月）</li> <li>施設課技術主幹新設（4月）</li> <li>主査（資源化）新設（4月）</li> <li>分別収集を週1回に上げた（6月）</li> <li>空びんポスト貸与事業テスト実施（9月）</li> </ul>		第3次札幌市長期総合計画策定 札幌市5年計画事業決定

年度	事項	その他
平成	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回さっぽろ清掃展開催（1月）</li> <li>クリーンさっぽろ推進員制度発足（4月）</li> <li>ごみ保管場所の設置等を定めた札幌市ワンルーム形式集合住宅に関する建築指導要綱を制定（8月）</li> <li>クリーンさっぽろモデル地区制度発足（9月）</li> <li>新発寒清掃工場建設着手（10月）</li> <li>機構改革により施設課技術主幹の廃止（3月）</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物指導課を廃棄物指導課へ、同課指導1係及び指導2係を指導係及び廃棄物係に名称変更。減量対策主幹を新設（4月）</li> <li>財団法人札幌市環境事業公社設立（4月）</li> <li>資源化工場竣工（4月）</li> <li>北区あいの里地区で管路収集開始（4月）</li> <li>区クリーンさっぽろ推進協議会へ補助金支給（5月）</li> <li>モエレ処理場受入停止（6月）</li> <li>本市及び近郊の6市町村により札幌圏産業廃棄物処理対策会議が発足（8月）</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「さっぽろGOMI マガジン」を発行開始（4月）</li> <li>業務次長、施設次長を廃止し、施設担当部長、リサイクル推進室長を新設。また、リサイクル推進室の新設に伴い、廃棄物指導課、減量対策主幹を廃止し、リサイクル指導課、リサイクル調整課を設置するなどの機構改革を実施（7月）</li> <li>集団資源回収奨励金制度を発足（7月）</li> </ul>	

年度	事 項	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用コンポスト容器設置奨励事業開始（6月）（平成7年度まで）</li> <li>・一般公募により清掃車両のボディカラーを決定し、イメージアップを図る（9月）</li> <li>・びん、缶分別収集モデル事業を開始（10月）</li> <li>・新設の清掃工場を発寒清掃工場とし、旧発寒清掃工場を発寒第二清掃工場と名称変更する機構改革を実施（10月）</li> <li>・発寒清掃工場が竣工、可燃ごみの全量焼却体制を整備（12月）</li> <li>・市長が「1人1日100gからのごみ減量」を提唱し、「さっぽろダイエット・プラン」を展開（1月）</li> </ul>	<p>札幌市第2次5年計画事業決定  廃棄物処理法が大幅に改正され改省令とともに施行される（7月）  完全週休2日制開始（1月）</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に全面改正し、施行（4月）</li> <li>・庶務課収納係を庶務係に統合、リサイクル調整課をリサイクル企画課に名称変更、リサイクル団地開設主幹を新設、施設課焼却炉主査を管理係に統合する機構改革を実施（4月）</li> <li>・全市一斉に、従来の分別収集から大型ごみ収集を独立させ、一般収集と併せて3分別収集体制に移行するとともに、土曜日の収集及び週3回収集地区を廃止（4月）</li> <li>・完全週休2日制の実施に伴い、清掃工場の交代勤務を4班体制から5班体制に移行するとともに、発寒第二清掃工場の運営を委託（4月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進員制度創設（4月）</li> <li>・合併処理浄化槽の設置費に対する補助を開始（4月）</li> <li>・全国都市清掃会議総会を開催（5月）</li> <li>・事業用建築物における事業系廃棄物の保管場所に関する事前協議の対象を準大規模建築物に拡大（10月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会を設置（2月）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成6年度から15年度まで）を策定（3月）</li> <li>・さっぽろダイエット推進事業所登録制度（エコモーション宣言）を創設（3月）</li> </ul>	<p>※し尿関係</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場管理事務所施設係を廃止し、工事課及び施設課焼却炉主査を新設する機構改革を実施（4月）</li> <li>・小規模事業所から排出されるごみ（1日の排出量が40ℓ未満）を有料化（4月）</li> <li>・事業系一般廃棄物を収集運搬する許可業者を財団法人札幌市環境事業公社に集約化（4月）</li> <li>・パトロール車により不法投棄監視業務を開始（4月）</li> <li>・株式会社札幌リサイクル公社を設立（4月）</li> <li>・焼却手数料を清掃工場搬入と資源化工場搬入に区分するとともに、産業廃棄物処分費用に資源化工場処分を新設し、搬入先による料金格差を設定（6月）</li> <li>・白石清掃工場及び発寒破碎工場の建設事前調査に着手（7月）</li> <li>・放置自転車再生事業を初めて実施（8月）</li> <li>・リサイクル団地の造成に着手（9月）</li> <li>・篠路清掃工場敷地内にアルミ工房（アルミ缶溶融施設）を設置（1月）</li> <li>・中沼処理場を廃止し、クリーンセンターを開設（3月）</li> </ul>	<p>※し尿関係</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル推進室にリサイクル団地担当参事を新設するとともに、リサイクル指導課を指導課に、リサイクル企画課をリサイクル推進主幹に名称変更。また、業務課に企画主幹を新設（6月）</li> <li>・廃棄物処理法に基づくばいじん（特別管理一般廃棄物）処理設備を設置（発寒・篠路・駒岡各清掃工場定期整備時）</li> <li>・札幌圏産業廃棄物処理対策会議が「札幌圏産業廃棄物処理管理計画」を策定（10月）</li> <li>・びん・缶にペットボトルを加えた資源物収集モデル事業を市内2地区で開始（10月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な諸方策について」の答申が示される（1月）</li> </ul>	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課企画主幹を清掃部企画主幹とする機構改革を実施（4月）</li> <li>・発寒破碎工場の建設着手（7月）</li> <li>・資源物収集モデル事業をさらに2地区拡大（8月）</li> <li>・容器包装リサイクル法による分別収集計画（第1期）を策定（10月）</li> <li>・発寒破碎工場の建設着工（12月）</li> </ul>	<p>第3次札幌市長期総合計画第3次5年計画策定</p>

年度	事 項	その他
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル推進室を廃止し、業務担当部長及び工事担当参事を新設するとともに、企画主幹を企画課に、リサイクル推進主幹をリサイクル推進課とし、指導課を事業廃棄物課に名称変更を行い、また業務課に大型ごみ収集センター担当課長を新設とした機構改革を実施（4月）</li> <li>・札幌圏産業廃棄物処理対策会議を札幌圏廃棄物対策連絡会議に発展的改組（4月）</li> <li>・リサイクル団地に建設系廃材リサイクルセンター開所（4月）</li> <li>・白石清掃工場の建設着手（5月）</li> <li>・大型ごみ戸別収集（申込制）を開始（10月）</li> <li>・特集広報「パートナーシップさっぽろ」（広報課制作）で札幌のごみ問題が掲載される（10月）</li> <li>・大型ごみ戸別収集の有料化（1月）</li> <li>・リサイクル団地に生ごみリサイクルセンター稼動（2月）</li> <li>・白石清掃工場の建設着工（2月）</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当部長制度の見直しにより、工事担当参事が工事担当部長に名称変更となり、また業務課大型ごみ収集センター担当課長を廃止し、同課に資源物収集担当課長を新設、工事課に工事建設担当課長を新設とした機構改革を実施（4月）</li> <li>・リサイクルプラザ宮の沢（展示交流施設）着手（5月）</li> <li>・発寒 破砕工場竣工（9月）</li> <li>・「エコタウン札幌計画」を策定（8月）。エコタウンプランとして国の承認を受ける（9月）</li> <li>・リサイクルプラザ発寒工房開設（10月）</li> <li>・資源物収集「びん・缶・ペットボトル」の開始（10月、南区は8月）</li> <li>・透明または半透明ごみ袋導入（10月）</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課資源物収集担当課長及び主査（収集センター）を廃止し、また処理場管理事務所の山本処理場と東米里処理場を統合し、東米里処理場を廃止とした機構改革を実施（4月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「新たな時代に対応した清掃事業のあり方について」の答申が示される（5月）</li> <li>・分別収集計画（第2期）を策定し、プラスチックの分別収集に関する事項を追加（6月）</li> <li>・エコタウン事業によるペットボトルフレック化・シート化の2施設が稼動（7月）</li> <li>・清掃部ホームページを開設（9月）</li> <li>・ごみ飛散防止ネット購入助成事業の開始（1月）（平成13年3月まで）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」（計画期間：平成12年度から26年度まで）を策定（3月）</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境行政の総合的推進のため、これまでの清掃部と環境保全部を環境計画部と清掃事業部とに再編成を行い、企画・総括調整部門を環境計画部、事業実施部門を清掃事業部とした（4月）</li> <li>・より効果的事業推進に向けて清掃事務所等との連携強化を図るため、リサイクル推進課を業務課へ統合（4月）</li> <li>・工事担当部長及び用地担当課長の廃止（4月）</li> <li>・エコタウン事業によるプラスチック油化施設が稼動（4月）</li> <li>・中沼プラスチック選別センターを取得（6月）</li> <li>・プラスチック収集の開始（7月、東区は4月）</li> <li>・リサイクルプラザ宮の沢開設（8月）</li> <li>・ペットボトルの量の見直しにより分別収集計画（第2期）を改定（10月）</li> <li>・監視カメラによる不法投棄監視開始（11月）</li> </ul>	第4次札幌市長期総合計画第1次5年計画策定
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課主査（収集体制）を廃止とした機構改革を実施（4月）</li> <li>・家電リサイクル法の本格施行により、テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの家電4品目を大型ごみの収集対象から除外（4月）</li> <li>・家庭用ダンボール箱生ごみ堆肥化セット無料配布事業</li> <li>・さっぽろごみプラン21の年次報告書を作成（7月）</li> <li>・「さっぽろごみダイエットメニュー」の策定（12月）</li> <li>・産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成13年度から17年度）を策定（1月）</li> <li>・札幌圏廃棄物対策連絡会議が札幌圏廃棄物処理管理計画を改定（3月）</li> <li>・発寒第二清掃工場閉鎖（3月）</li> </ul>	

年度	事 項	その他
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集計画（第3期）を策定（5月）</li> <li>・情報誌「さっぽろごみダイエツトニュース」創刊（7月）</li> <li>・厚別清掃工場閉鎖（8月）</li> <li>・総合的な普及啓発イベント「さっぽろごみゼロフォーラム2002」を開催（10月）</li> <li>・白石清掃工場竣工（11月）</li> <li>・警備会社への委託による不法投棄の監視パトロール開始</li> </ul>	
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザ宮の沢の管理運営を市民団体に委託（4月）</li> <li>・白石清掃事務所を、白石清掃工場隣接地に移転（8月）</li> <li>・移動食器洗浄車「アラエール号」の貸出を開始（8月）</li> <li>・「さっぽろごみゼロ会議」を開催（11月）</li> <li>・石狩市の（株）ばんけいリサイクルセンター環生舎に事業系生ごみの搬入を開始（11月）</li> <li>・情報誌「さっぽろごみダイエツトニュース」を「さっぽろごみゼロニュース」と改題し発行（12月）</li> <li>・メーカーによる自主回収、リサイクルを促進させるため、パソコン（本体、ディスプレイ、ノートパソコン、一体型パソコン）を収集対象から除外（3月）</li> </ul>	
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法の対象に冷凍庫が加わり、大型ごみの収集対象から除外（4月）</li> <li>・ごみ埋立地に自己搬入ごみの監視指導員（ごみGメン）を配置（4月）</li> <li>・発寒清掃工場を自己搬入ごみの受入工場として告示（4月）</li> <li>・公衆便所の維持管理業務（処理場管理事務所）を委託化（4月）</li> <li>・集団資源回収を補完するため、各区の区役所、または区民センター10か所に「古紙回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始（7月）</li> <li>・自動車リサイクル法一部施行により、自動車引取業、解体業等の登録許可業務を開始（7月）</li> <li>・旧白石清掃事務所跡地において大型ごみの再利用を図るため「リユース広場」を開催（8月）</li> <li>・ごみ減量に向けた「標語・キャラクター」の制定（8月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物市域内処理推進懇談会を設置（8月）</li> <li>・電気店・家電量販店・スーパーマーケット等の協力を得て蛍光管の拠点回収を実施（10月）</li> <li>・ごみ埋立地の受入時間を1時間短縮（11月）</li> <li>・ごみ埋立地への剪定枝等の搬入を禁止（11月）</li> <li>・ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）設立（3月）</li> </ul>	
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により、環境計画部と清掃事業部を統合し、環境事業部とした（4月）</li> <li>・白石清掃工場を自己搬入ごみの受入工場として告示（4月）</li> <li>・家庭の生ごみ減量・資源化を推進するため、「電動生ごみ処理機購入助成金」の制度創設（4月）</li> <li>・生ごみの家庭内循環を支援するため、さっぽろスリムネットにおいて、生ごみ堆肥化セットの提供を開始（4月）</li> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、地域で生ごみの堆肥化に取り組む団体への助成を開始（4月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物処理基本計画『さっぽろごみプラン21』の改定について」諮問（4月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物市域内処理推進懇談会が意見書を取りまとめて市長に提出（5月）</li> <li>・札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（通称：ポイ捨て等防止条例）を施行（8月）、10月より過料適用開始</li> <li>・ごみ埋立地へのがれき類（産業廃棄物）の搬入禁止（10月）</li> <li>・ごみ埋立地の土曜日の受入を停止（10月）</li> <li>・不法投棄ボランティア監視員制度を発足（11月）</li> <li>・厚別清掃工場の解体を完了（11月）</li> <li>・事業系古紙回収システムの先行モデルとして「事業系古紙回収協力店制度」開始（3月）</li> </ul>	

年度	事 項	その他
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、コンポスター等の購入助成を開始（4月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン施行（4月）</li> <li>・札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会設置（4月）</li> <li>・リサイクルプラザ宮の沢の管理運営に指定管理者制度導入（4月）</li> <li>・定山溪地区において、生ごみの地域内循環と地域振興を目的とした「定山溪地区生ごみ堆肥化モデル事業」を実施（4月）</li> <li>・セイコーマート、北海道スーパーで古紙回収開始（8月）</li> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、「家庭用廃食油資源化促進事業」を開始（10月）</li> <li>・産業廃棄物の自己搬入の手数料において北海道循環資源利用促進税を課税（10月）</li> <li>・若者向けのごみ減量パンフレット「サッポロリアル」を発行（3月）</li> <li>・チップ工場閉鎖（3月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『さっぽろごみプラン21』の改定について」の答申が示される（3月）</li> </ul>	
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザ発寒工場の管理運営を市民団体に委託（4月）</li> <li>・クリーンセンター運転業務の委託化（4月）</li> <li>・山本処理場における自己搬入ごみ受入れ停止（4月）</li> <li>・循環資源利用促進税（循環税＝道条例）の税率変更（4月）</li> <li>・さっぽろスリムネットにおいて、「生ごみ堆肥拠点回収事業」を開始（5月）</li> <li>・合併処理浄化槽の設置費に対する補助金の額を増額（7月）</li> <li>・清田区の産業廃棄物不法投棄事件を行政代執行により撤去（11月）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定（3月）</li> <li>・札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想の策定（3月）</li> </ul>	
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画課を企画課に名称変更、車両管理事務所を廃止し業務課に車両係を新設、施設清掃事務所と処理場管理事務所を統合し処理場管理事務所とする機構改革を実施（4月）</li> <li>・「札幌市ごみステーションの設置及び清掃保持等に関する要綱」を施行（4月）</li> <li>・公衆便所清掃業務の全面委託化（4月）</li> <li>・「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」締結（5月）</li> <li>・札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の公布（平成21年7月からの家庭ごみ有料化実施が決定）（6月）</li> <li>・リユースプラザ工事着手（7月）</li> <li>・ごみステーション管理器材購入助成事業を開始（8月）</li> <li>・リサイクル・パートナーシップモデル事業の開始（9月）</li> <li>・株式会社札幌リサイクル公社解散（9月）</li> <li>・地域におけるごみステーション管理を支援する「さっぽろごみパト隊」の先行配置（10月）</li> <li>・中央地区リサイクルセンター開設（11月）</li> <li>・リユースプラザ竣工（12月）</li> <li>・「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」を設立（2月）</li> </ul>	
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さっぽろごみパト隊」の本格稼働（4月）</li> <li>・リユースプラザ・厚別地区リサイクルセンター開設（4月）</li> <li>・篠路清掃工場の運転業務を委託化（4月）</li> <li>・事業系廃棄物の減量計画書等の提出義務がある「大規模建築物」の対象を、特定建築物等から、延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物に拡大（4月）</li> <li>・清掃工場・破碎工場に搬入指導員を配置（4月）</li> <li>・ごみステーションからのアルミ缶等の持ち去り禁止（4月）</li> <li>・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化、「雑がみ」収集、「枝・葉・草」収集の開始（7月）</li> <li>・「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」収集日の分離（7月）</li> <li>・「新ごみルール」開始に伴い、市民と職員が協力し早朝指導啓発を実施（7月）</li> <li>・雑がみ選別センター受入開始（7月）</li> <li>・枝・葉・草資源化ヤードで資源化を開始（7月）</li> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）を開始（7月）</li> <li>・箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業を開始（12月）</li> <li>・発寒第二清掃工場の解体を完了（3月）</li> <li>・篠路清掃工場を休止（3月）</li> </ul>	

年度	事 項	その他
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市内に保管されている PCB 廃棄物の処理開始（4月）</li> <li>・発寒リサイクル保管庫が完成（11月）</li> <li>・札幌薄野ビルデング協会と「すすきのスリムタウン協定」締結（12月）</li> <li>・エコタウン事業によるプラスチック油化施設廃止（1月）</li> <li>・一般社団法人札幌ハイヤー協会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（1月）</li> <li>・「古紙回収ボックス」を、地区センター等8か所に増設（2月）</li> <li>・西地区リサイクルセンター開設（3月）</li> <li>・篠路清掃工場を廃止（3月）</li> </ul>	
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想に基づき設置された民設民営の堆肥化施設（定山溪環生舎）が稼働を開始（4月）</li> <li>・新聞、雑誌、ダンボールを「雑がみ」の収集対象から除外（4月）</li> <li>・一部スーパーでダンボールのみを回収する「ダンボール回収協力店」開始（4月）</li> <li>・一定条件のもと、個人宅からの回収を行う業者を紹介する「家庭系古紙引取案内」開始（4月）</li> <li>・一般社団法人札幌建設業協会と「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」締結（6月）</li> <li>・株式会社セイコーマート及び関連企業3社と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（7月）</li> <li>・小規模な事業所の古紙回収を促進する「商店街古紙回収モデル事業」開始（7月）</li> <li>・札幌狸小路商店街振興組合及び札幌大通まちづくり(株)と「狸小路スリムタウン協定」締結（1月）</li> <li>・第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（3月）</li> </ul>	
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所（または区民センター）に設置されている「古紙回収ボックス」の土日祝日運用開始（5月）</li> <li>・札幌中小建設業協会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（6月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会に「スリムシティさっぽろ計画の改定について」諮問（7月）</li> <li>・事業系資源ごみ回収ボックス設置費に対する補助を開始（～令和元年度）（7月）</li> <li>・北区あいの里地区の管路収集廃止（9月）</li> <li>・西地区リサイクルセンターの資源物受入時間を変更（10月）</li> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の要件緩和に向けて、西区でモデル事業を開始（10月）</li> <li>・札幌市全区災害防止協力会連絡協議会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（12月）</li> </ul>	
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助を開始（4月）</li> <li>・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『スリムシティさっぽろ計画』の改定について」の答申が示される（7月）</li> <li>・一般社団法人札幌地方自動車整備振興会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（7月）</li> <li>・使用済み小型家電回収開始（10月）</li> <li>・“札幌発”生ごみ水切り器1万個を市民配布（11月、12月）</li> <li>・小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村と「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」締結（2月）</li> <li>・公益社団法人北海道産業廃棄物協会と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」締結（3月）</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定（3月）</li> </ul>	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の要件を緩和し、希望者には収集の際に声掛けによる安否確認も実施（4月）</li> <li>・「商店街古紙回収モデル事業」の市内全10区展開達成（6月）</li> <li>・北地区リサイクルセンター開設（10月）</li> <li>・地区リサイクルセンターで古着回収開始（10月）</li> <li>・札幌市廃棄物処理施設設置専門委員会と札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会を廃止し、札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を設置（10月）</li> <li>・札幌市ごみ分別アプリの配信開始（3月）</li> </ul>	
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌クリーニング協同組合と「クリーニング店における古着回収に関する協定」を締結（5月）</li> <li>・市内一部のクリーニング店で古着回収開始（6月）</li> <li>・各清掃事務所（中央を除く）、処理場管理事務所等で古着回収開始（8月）</li> <li>・北海道電機商業組合札幌地区支部連合会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（8月）</li> <li>・清田区の一部地域において、火災事故の防止を目的としたスプレー缶類モデル事業を実施（10月）</li> </ul>	

年度	事 項	その他
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市廃棄物減量等推進審議会に「次期一般廃棄物処理基本計画の方向性について」諮問（12月）</li> <li>第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（3月）</li> <li>大規模事業所の事業ごみ減量に関する「見える化支援」開始（3月）</li> </ul>	
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみステーション管理器材購入助成事業の助成対象品目に折りたたみ式箱型器材を追加（4月）</li> <li>駒岡清掃工場の運転業務を委託化（4月）</li> <li>石狩市及び当別町のし尿、浄化槽汚泥をクリーンセンターにて受入開始（10月）</li> </ul>	
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の対象要件に事業対象者（札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者）を追加（4月）</li> <li>地区リサイクルセンターで水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計回収開始（4月）</li> <li>札幌市廃棄物減量等推進審議会より「次期一般廃棄物処理基本計画の方向性について」の答申が示される（7月）</li> <li>スプレー缶・カセットボンベを「燃やせるごみの日に、別袋で、穴を開けずに排出する」方法に変更（7月）</li> <li>日本郵便株式会社（札幌市内郵便局）と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（10月）</li> <li>一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」を策定（3月）</li> </ul>	
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊平清掃事務所と南清掃事務所を統合し、「豊平・南清掃事務所」設置（4月）</li> <li>札幌市災害廃棄物処理計画を策定（3月）</li> </ul>	

年度	事 項	その他
令 元	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみ収集運搬業務を受託する事業者並びに札幌環境維持管理協会と「災害時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定」締結（6月）</li> <li>札幌薄野ビルディング協会に対し、長年に渡る生ごみ分別・リサイクル活動を通じての循環型社会構築への貢献を称えた「令和さっぽろ循環賞」を贈呈（10月）</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>駒岡清掃工場更新事業（DBO方式）の契約締結（5月）</li> <li>第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（3月）</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ埋立地での廃石膏ボード（産業廃棄物）の受入を停止（4月）</li> <li>新駒岡清掃工場の建設着手（7月）</li> <li>加熱式たばこ・電子たばこを「燃やせないごみ」の日の別袋収集に変更（10月）</li> <li>筒型乾電池を「びん・缶・ペットボトル」の日の別袋収集に変更（10月）</li> <li>札幌圏廃棄物対策連絡会議が札幌圏廃棄物処理管理計画を廃止（2月）</li> </ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみステーション管理器材購入助成事業、箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業の助成限度額引き上げ（4月）</li> <li>「新スリムシティさっぽろ計画」の中間点検のため、有識者による懇話会と市民ワークショップを実施（6～1月）</li> <li>（仮称）北部事業予定地 基盤整備開始（8月）</li> <li>リチウムイオン電池を起因とする火災事故防止の観点から無人の「小型家電回収ボックス」を撤去（10月）</li> <li>指定ごみ袋取扱店の判断によるごみ袋のバラ売りが開始（1月）</li> </ul>	

